

# 文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

- 1 日時  
令和2年3月18日(水)  
午前10時1分開会、午後3時21分散会  
(うち休憩 午前11時58分～午後1時0分、午後3時17分～午後3時20分)
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
赤坂担当書記、須川担当書記、鈴木併任書記、森田併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 文化スポーツ部  
菊池文化スポーツ部長、岩渕副部長兼文化スポーツ企画室長、藤田参事兼スポーツ振興課総括課長、木村オリンピック・パラリンピック推進室長兼ラグビーワールドカップ2019推進室長、中村文化スポーツ企画室企画課長、高橋文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、菊池オリンピック・パラリンピック推進室特命参事兼ラグビーワールドカップ2019推進室特命参事、松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長、高松オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長兼ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長
  - (2) 教育委員会  
佐藤教育長、佐藤教育次長兼教育企画室長、梅津教育次長、大畑教育企画室教育企画推進監、山本教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、山村教職員課総括課長、金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、

軍司学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、  
藤澤学校調整課特命参事兼高校改革課長、  
橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、  
小久保学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、  
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、  
高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、  
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、  
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、  
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第50号 第3期岩手県文化芸術振興指針の策定に関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日は教育委員会関係の議案等の審査はございませんので、教育委員会職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、教育委員会から県立博物館における文化財への不適切行為事案調査の結果報告等について及び県教育委員会における新型コロナウイルス感染症への対応状況について発言を求められております。このため文化スポーツ部関係の審査終了後、教育委員会職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第50号第3期岩手県文化芸術振興指針の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋文化振興課総括課長 議案第50号第3期岩手県文化芸術振興指針の策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案につきましては議案(その2)の99ページでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております第3期岩手県文化芸術振興指針の

策定に関し議決を求めることについてにより御説明を申し上げます。

この指針の策定につきましては、さきの12月定例会におきまして県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定に基づき報告議案として提出したところでありまして、その後、議会における御議論や岩手県文化芸術振興審議会での御議論、またパブリックコメントにおける意見の反映などによる見直しを行いまして、今般同条例第3条第1項の規定により策定に関する議決を求めるものでございます。

初めに、策定の趣旨であります。岩手県文化芸術振興基本条例第5条の規定により、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等について定めるものであります。

次に、2、指針案の概要でございます。計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、基本目標を豊かな歴史や文化を受け継いで県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる魅力あふれる岩手としております。基本理念についてであります。文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興のほか、岩手県文化芸術振興基本条例に定める理念などを踏まえ、七つの基本理念を掲げております。また、施策の基本方向についてであります。岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進をはじめ、五つの基本方向を掲げ、それぞれの基本方向に基づいて具体的な取り組みを進めていくこととしております。

なお、昨年11月28日から12月27日までの間、パブリックコメントを実施したところですが、県民の方々から各内容について合計71件の御意見が寄せられたところでありまして、それぞれの御意見について反映等させていただいたところです。

次に、素案に対する意見とその対応状況について御説明いたします。2ページをお開き願います。表中、12月定例会において各委員からいただきました御意見とその対応状況について御説明申し上げます。

まずナンバー1ですが、文化はきのう、きょうにできたものではなく、私たちのルーツが積み重なってきて今がある、こうしたさかのぼった記述が必要ではないかとの御意見をいただきました。これを踏まえまして、本編の1ページとなりますが、指針策定の趣旨に、岩手の文化芸術は、縄文時代からの歴史、近代の石川卯木や宮沢賢治などの先人、鹿踊り、剣舞などの数多くの民俗芸能などのこれら豊かな歴史の積み重ねであることなどについて記載させていただきました。

ナンバー3ですが、地域の歴史的文化的な景観について、中身の説明が欲しいとの御意見をいただきました。これを踏まえ、本編の23ページとなりますが、IV、施策の具体的推進、1、岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進の(4)、文化財等の保存と活用の項目に、県の景観計画を参考としながら、歴史的文化的な景観として、地域の祭りや市日等の地域性豊かな賑わいや寺社仏閣等の信仰の場などとの説明を記載させていただきましたほか、その取り組みとして、地域の景観点検や景観学習の実施、また景観づくりの担い手の育成などの取り組みを記載しました。

次に、ナンバー5ですが、指標について、計画期間にあわせて令和6年度の目標値にす

るべきとの御意見をいただいたことを踏まえまして、各指標の目標値を令和6年度のもの  
とさせていただきます。

次に、3ページをお開きいただければと思います。ナンバー6ですが、小さな民俗芸能  
団体に光を当てる取り組みや団体を維持していくための支援を進めるべきとの御意見を  
いただいたことを踏まえまして、本編の33ページとなりますが、重点的取組事項として、  
民俗芸能の保存・継承の支援の項目を位置づけ、県内の民俗芸能団体との交流による活動の  
活発化の促進や文化振興基金による助成、また人材育成に関する研修会の実施などの取  
組みを記載いたしました。

最後にナンバー7ですが、企業の役割として従業員への働きかけのほか、もっと役割を  
記載すべきとの御意見をいただいたことを踏まえまして、本編の38ページ、V、指針の推  
進の(2)、企業等の主な役割の箇所となりますが、企業自らが冠コンサートや協賛、タイ  
アップ事業の実施などにより、地域の文化芸術活動への積極的な参画を支援することなど  
について役割を記載させていただきました。

そのほかお手元にお配りさせていただいておりますA3判の指針(案)の概要及び本編  
の指針(案)の詳細につきましては説明を省略させていただきます。説明は以上となりま  
す。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 今説明していただいた小さな民俗芸能団体に光を当ててですけれど  
も、こういったことは大変重要であると思っております。

そこで、どのように具体的に支援をしていくのか、その辺は取り組む姿勢としてどうい  
うものをお持ちかお伺いしたいと思います。

○高橋文化振興課総括課長 本県民俗芸能団体の活動につきまして、本県におきましては  
1,000を超える民俗芸能団体があり、豊かな広い民俗芸能の取り組みがあるものと考えてお  
ります。小さな民俗芸能団体に光を当てることにつきましては、文化振興基金事業がござ  
いまして、例えば用具なり、それから衣装の更新などにつきましても、文化振興基金の助  
成事業がございまして、そういったことについて、なかなかまだ伝えきれていない民俗芸能  
団体も数多くございますので、周知、PRしていきながら活用を促していくほか、県内  
の市町村レベルでも、本当に幅広に小さな民俗芸能団体としてこういった団体があるかの  
把握や、またこういった発表の場があるか、そして記録映像の保存をこういった形でやっ  
ていくかにつきまして、それぞれ細かに対応していただいているところもございまして、そ  
ういったところとのタイアップを行いながら、県におきましてはいわての文化情報大事典  
というホームページを持っておりますので、市町村とそういった取り組みにつきまして、  
ホームページ上で民俗芸能団体の活動について周知していく等の取り組みを行ってござ  
います。

また、県で行っております民俗芸能団体フェスティバルがございまして、そういった  
ところにつきましては大きな団体として発表いただいているところはございまして、小さ

な団体につきましても発表できる機会とのことで、来年度当初予算として、発表団体数を少し多く計画しております。そういった発表の場の機会、またこれも来年度の当初予算に要求しているところなのですが、すぐすぐ小さな団体に光を当てるところに結びつくかどうかはあろうかと思えますけれども、首都圏におきまして、民俗芸能を高校で学んでいる、あるいは団体として民俗芸能について取り組んでいるところが比較的あることを聞いておりますので、そういったところを招聘してきまして、岩手県の高校生とのコラボレーション、また首都圏の民俗芸能団体を招請しての取り組みなどにつきましても行っていきたいと考えているところでございます。

**○城内よしひこ委員** 小さな民俗芸能団体は、今担い手が不足しております。その担い手の確保は最重要だと思っております。今できるものをデータベース化することはもちろんですけれども、担い手の確保育成が大事ではないかと思っております。県内各小学校で地域の郷土芸能の保存に取り組む学校はたくさんあります。そういったところに一定の光を当てたり、支援をしたりするのは大事だと思っておりますので、ぜひそういった取り組みをしてほしいと思います。

今回、宮古地区の郷土芸能で全国大会に行く子供たちがいます。そういった際にもしっかりとバックアップをする体制が必要ではないかと思えますし、文化振興基金があるのですけれども、しっかりと対応できる体制をとっているかお伺いしたいと思います。

**○高橋文化振興課総括課長** 委員からお話しをいただきましたとおり、民俗芸能団体の担い手の不足は、今年度もいろいろな団体から意見の聞き取りをしている中で、大きな課題としてお話をいただいているところでございます。

小学校につきましては、統合になりました。それぞれ一つ一つの小学校で取り組んでいた地域の郷土芸能について、統合されたことによって、実は一つしか取り組めなくなったとか、そういったお話も聞く一方で、うまく実施できているケースとしまして、統合されてもそれぞれの地区の民俗芸能を絶やさないように、実は三つの小学校が統合したのだけでも、三つの郷土芸能に取り組んでいることも伺ったりしております。

そういった小学校なり、若い担い手の育成をバックアップする体制につきましては、非常に大切なことであると考えておまして、地元で引き継いでいただくこともあろうかと思えますけれども、例えば先ほど言いました外から呼んできて、そして地元の民俗芸能を盛り上げていただく方向もあろうかと思えますし、今年度も実は沿岸でアーティスト・イン・レジデンスの事業をやっておまして、これは民間の取り組みの事業でございましたけれども、首都圏から文化芸術に取り組む団体を呼んで、地元の民俗芸能をそこにとどまって学んでいただく事業を展開しているところもございまして、また新型コロナウイルス感染症の関係で発表の機会は中止になりましたけれども、今年度末に地元で発表する機会も設けていたところでして、もちろん地元で後継者を育成していく取り組みもバックアップしながら、外から注目していただく、それによって波及効果が生まれていくことについても先導的にやっていければと考えております。また文化振興基金につきましても、民俗

芸能団体につきましては基本的に文化振興基金、採択基準としまして広域的な取り組みについて補助する要件になっているのですけれども、民俗芸能につきましては本県の中核となる取り組みによりまして、地元の小さな団体におきましても補助対象とすること、また補助回数の制限につきましても最近撤廃をいたしまして、いずれの民俗芸能団体につきましても用具の支援につきましても十分に行っている方向で実施しておりますし、また後継者の育成事業のメニューも基金事業の中でメニュー出しをしております、そういったものについても補助させていただくことで、審査会で審査をしまして、団体に補助が適切にしている状況でございます。

**○城内よしこ委員** 岩手県文化芸術振興議員連盟がありまして、御存じかと思えますけれども、タイアップしていますので、その中で定期的に県内の郷土芸能の方々をお呼びして発表していただく。我々もいろいろな地域に出向いていますけれども、そういった発表の場を見る機会はそう多いわけではありませんで、すごくいい機会であります。

その際にお話をすると、わざわざ呼んでいただいて発表させていただいて、こういう刺激はありがたいとの話をもらっています。いずれこれから担い手になる子供たちに対しても、よそから呼んできて見せるのも大事なことだと思うのですけれども、いろんなどころに出向いて、その場でふだん見ていただけない観客の方々はどういう反応をいただいたかという刺激も大事だろうと思います。ぜひそういった取り組みもしっかりとしていっていかねばならないのではないかなど。地元で、いつも同じ方々に見てもらっていると反応も同じなのですよね。そうなるとうもめり張りがなくなってしまう、指導者の方々もその辺は大分危惧をしています。いろんなどころに出向いてふだんと違う人に見てもらうことによって刺激を受けて大きく成長する。そういういい意味での刺激が必要なのではないかと考えております。

刺激を受けるわけですが、来ていただいて受けるよりも自分たちが出向くことで、この郷土芸能を継承していくのだとの気概を持ってやれるステップになるのではないかと考えていますので、ぜひそういう支援策を、1,000もある中で、大変でしょうけれども、各団体からどういったことが必要なのかもアンケートなりを取ってしっかりと対応してほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○高橋文化振興課総括課長** 民俗芸能につきましては、地域の歴史文化のあらわれで、それを綿々と引き継いでいくのが一つの形であろうと考えております。発表の場といたしまして、まずは地元の方々に知っていただく、十分に理解していただくことは大事だと思っております。委員のお話のとおり、外に出て発表する場も十分に必要なことであろうかと考えておまして、先ほど答弁させていただきましたとおり、30を超える市町村で民俗芸能の発表の機会を合計70以上それぞれで持っております、そういった発表の場を当該市町村内だけのものにとどまらず、例えば近隣で交流の機会を設けるとか、既にやっているとところもあろうかと思えますけれども、そういったことを実施していけるように民俗芸能団体あるいは市町村とも連携しながら、県もいろいろ意見交換させていただきながら、

発表について探っていきたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** 我々の地域では、郷土芸能に取り組む小さい子供たちが一所懸命やっていて、子供の頃は指導され、大きくなって、次の世代に指導する、そういうつながりがあって、高校を卒業して郷土芸能をやりたいために地元に残る子供が結構いるのです。そういった意味で地域を支える力にもなります。ぜひそういった取り組みにしっかりと今光を当てておかないと、ますます地域が疲弊してしまいますし、先ほど来話があるように地域に若い人が残らないと、学校の統廃合もどんどん進んでいきますし、宝である郷土芸能もどんどんなくなってしまうし、後継者がいなくなる。結果としてビデオしか残らないことにならないように、ぜひ先手先手を打っていただきながら保存に努めていただければと思います。

○**高橋穩至委員** 私からは、これは芸術文化なのですが、以前学校の部活動関係で、スポーツ指導員を地域からと話をしたのですが、文化芸術でも同じでして、文化部のクラブ活動のあり方として、ポイントは、要は指導者をどう確保するかなのですが、こちらの検討を進める上で、検討している文化芸術振興指針との連携は取れているのかどうかの部分ですね。向こうは向こうで、教育委員会だけでやるわけではなくて、地域の指導者の力をかりながら学校のクラブ活動、芸術活動、それらも振興しなければいけないと思いますが、その辺の連携は取れているのかどうかについてお伺いします。

○**高橋文化振興課総括課長** 教育委員会との連携が取れているのかについて話がありましたけれども、まずこの指針の策定に当たりますと、教育委員会のさまざまな会合におきましても説明し、御意見をいただきながら策定してきておりまして、内容につきましても、文化スポーツ部の所管のみならず、もちろん教育委員会、それから商工関係の部局等とも連携して取り組んでいく指針でございます。

学校のクラブ活動の指導者につきましてお話いただきましたが、実は現在も岩手県芸術文化協会がございまして、子供たちの育成が非常に大事であることから、岩手県芸術文化協会に加盟の団体が、楽器演奏ですとか、華道ですとか、いろいろな機会を捉えて学校に出向きまして指導している状況でございます。詳細や実情につきましては把握していない部分もございまして、学校の文化部の顧問の先生ともタイアップして、そういった文化芸術のプロフェッショナルの方々が各学校に入りまして指導を行っている部分がありまして、十分連携は取れているのではないかと考えております。

○**高橋穩至委員** 連携の会議の場では、そういったクラブ活動の部分まで多分踏み込んでいないだろうと思うのです、そういうテーマではない会議ですので。気になるというか、課題は、この前提でもありますように少子化による、取り巻く情勢の一番最初に書いていますけれども、少子化、人口減少で各地域において需要の減少と書いてきて、それが地域文化の伝承に及ぼす影響として後継者がいないとか、活動の縮小と一番最初に書いてあります。人口減少が進んできて、こういった文化活動——スポーツもそうですけれども、多くの指導者、指導を担っている人は実は学校の先生なのですよね。小学校でも芸術が得意

な先生がいるとそこで絵画展のコンクールで入賞する子が多くなるとか、あるいは北上市ですと、この間は合唱の全国優勝ですとか、中学校は毎年のように全国に行っているとか、そういった指導者がどれぐらいいるかによって全体のレベルがどうなるかの影響が大きくなる。この指針策定に当たって岩手県文化芸術振興審議会の議事録も見させていただいたのですけれども、教員採用の枠が少なくなると、そういったコースを選んだ学生が、県内にとどまろうと思っても職がない、職がないから県外に出てしまうといった悩みも、学校の先生から指摘されておりました。

それから、芸術文化団体の意見交換の中で出された行政に期待するサポートとして、そういった芸術家とか後継者の、要は人材の育成、それから学校教育における機会の拡充と指導者の育成、これが上位三つなのです。要は、キャパシティーとして指導者をどれぐらい確保できるかが、この振興に大きくかかわってくる部分ではないかなと。この素案の中でどうしろの段階ではないと思いますので、計画にしっかりと位置づけて、要は子供が減ってくる、クラス数が減ることによって、音楽の先生の枠が減ってしまうわけですよ。それから芸術の先生も減ってしまうわけですよ、採用の枠が減ってしまう。これは教育委員会の部分だと言わないで、芸術文化の振興の観点で連携して、しっかりと指導者を確保する連携が欲しいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 この指針策定に当たりまして、岩手県文化芸術振興審議会からもさまざま御意見をいただいて、取りまとめてきたところでございます。岩手県文化芸術振興審議会の委員の中には学校関係者にもお入りいただいているところがございます。各主体、学校、教育機関等の主な役割で、これは教育関係の先生から特に御発言いただいたところなのですけれども、例えば本編の39ページでございます(6)、学校・教育機関等の主な役割で、学校をはじめとする教育機関、中学校文化連盟、高等学校文化連盟等が連携して授業やクラブ活動における指導、文化行事の開催、指導者の育成等を通じ積極的な活動を行っていく、貢献していく、これにつきましては教育委員会においても、岩手県文化芸術振興審議会の教育関係委員の方においても、特にこれを盛り込んでくれとございまして、入れさせていただいた部分でございます。指導者の育成、人材育成につきまして取り組んでいきたいと考えておりますし、部活のあり方検討会の中でも、私の所管で文化関係になりますけれども、指導者の確保についてどういった形で進めていくかにつきましては教育委員会と連携して研究、検討させていただきたいと考えております。

○高橋穩至委員 岩手県文化芸術振興審議会議事録を見ながら、人材の部分で、先ほどお話しした、要は県内に働く場が足りないことに対して、指針の中にある文化コーディネーターとかマネジメント研修でそういった人材の育成を図りますとあったのですけれども、これは仕事でないからミスマッチではないかと思いつつ、どこの部分だったか3回の岩手県文化芸術振興審議会会議録を見ながら思ったところだったのですけれども、そういう点では、先ほど学校の役割も、訂正してこうなりましたと私も見ましたけれども、なった状況の中で期待することはいいのですが、その期待されるほうの母体をしっかりとつくる

作業、これは行政、教育委員会でやらなければならないことなのか、そこら辺がしっかりしていないと、要はパイがちっちゃい中で期待されると、今度は過重労働になってしまうのではないかと、そういうことになりかねないので、そこをしっかりとってほしいな思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 お話の内容につきましては、教育委員会とも連携させていただきながら研究に取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

○高橋穂至委員 地域では間違いなく人が減っていきますけれども、そういった中であっても指導者が確保できる体制をつくっていただければいいと思いますし、あとは指針では見えない部分も、しっかりとした成果で出していただくことを期待して終わります。

○斉藤信委員 私はこの指針に沿ってお聞きをしますが、1ページの独自の黄金文化が開きましたと、この黄金文化は歴史学的にどうなっているのでしょうか。

○佐藤世界遺産課長 縄文文化についてでございますけれども、縄文文化は…  
〔「黄金」と呼ぶ者あり〕

○佐藤世界遺産課長 大変失礼しました。黄金文化でございますけれども、平泉地方がしばしば黄金文化と称されているわけでございますけれども、全く当時の記録はなかなか少ないわけございまして、そのころに近い記録になりますと、気仙地方あるいは現在の東磐井地方で金が採れて、そしてそれが都に運ばれたと、あるいは地元で…

○伊藤勢至委員 あっちの都だよ、こっちの宮古ではないよね。

○佐藤世界遺産課長 はい、そうです。都に運ばれたことが記されているかと思えます。それで、金は砂金でございまして、そういう技術が発達していたと理解されていると思います。

○斉藤信委員 岩手ではそのように言っているのだけれども、歴史学的に黄金文化が定説なのかどうか。特に岩手の文化を語るときにどうなのかとちょっとした疑問を感じて、聞いているのです。黄金文化は、今お話があったように砂金が採れて、後三年の合戦の後に藤原氏はその富を集中して、そして豊かな文化を開いたと思うのですよ。だから、歴史学的に黄金文化という定式はないのではないかというのが私の疑問なのです。どうなのか。

○佐藤世界遺産課長 学問的な解釈としての黄金文化は、学者一人一人の使い分けがあるかと思っておりますけれども、岩手県、平泉を中心に黄金文化という言葉方は、一般的には認められているところと理解しているところでございます。

○斉藤信委員 あまりこだわりませんが、黄金文化と使うのであれば、私はこれを吟味して、どういう意味で黄金文化なのか、金が採れて、そういう財力を集中して、問題はそのことによって、ここに書いている浄土思想の考えに基づいた平和国家が形成されたことが大変大事な中身なのではないかと。黄金文化というと、黄金のイメージで、本来の浄土思想に基づく平和国家が浮き彫りになったほうが岩手らしいのではないかとというのが私の意見であります。

それと6ページなのですが、これは(2)の取り組み状況の中で、岩手県障がい者文化芸術祭の参加人数が、平成28年から平成29年にかけて3倍近くにふえているわけですね。これは岩手芸術祭の参加と比べても障がい者の文化芸術祭が半分近くを占めることは大変なものだと思いますが、これはなぜふえたのか、そこはどうなのでしょう。

○高橋文化振興課総括課長 平成28年度から平成29年度にかけまして、障がい者芸術祭の参加者数が大きくふえている理由につきましては、実は開催期間を延ばしまして、増加したものでございます。

○斉藤信委員 それだけですか、何かもう一つあるのでは。これだけふえていることはリズムで言うと、どのぐらい期間をふやしたのかね。期間をふやしてこれだけ参加者数がふえるのは、それは結果としてはいいことなのだと思いますが、何か中身が伝わってこないですね。

○高橋文化振興課総括課長 大変失礼いたしました。まずは外形的な違いからで、期間を延ばしたこともございますが、平成29年度、文化スポーツ部がセンター組織としてできまして、力を入れて各方面に普及啓発、PRしてきたこともございまして、増加した状況でございます。

○斉藤信委員 これだけふえることは素晴らしいことなので、もっと説得力を持ってね、せっかくいい指針をつくってくれたのだから。

○高橋文化振興課総括課長 はい。

○斉藤信委員 それから、7ページのところで、これも取り組み状況の中の青少年劇場本公演とありますね、青少年劇場の本公演、この青少年劇場とはどういうものでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 青少年劇場本公演は、公益財団法人日本青少年文化センターが実施する事業で、クラシックの器楽、声楽ですとか、民俗的な音楽、児童劇、舞踊など多彩なジャンルのアーティストの方々を学校の体育館ですとか講堂、文化施設などを会場に呼んでくる事業でございまして、県と市町村教育委員会と日本青少年文化センターの3件の主催の形になります。経費的には県が4分の1、市町村が4分の2、それからセンターが4分の1で実施している事業でございます。

○斉藤信委員 中身はわかりました。それで、芸術家の派遣事業は平成30年度はふえていると、これは大変いいと思います。青少年劇場本公演は逆に減少しているのです。これは予算のせいなのか。

○高橋文化振興課総括課長 減りました理由についてでございますけれども、基本的には県内市町村の要望を取りまして実施している事業でございまして、その結果、数字的に減っておりますけれども、そういった事由でございます。

○斉藤信委員 市町村の要望が少なかったと、こういうことですね。

○高橋文化振興課総括課長 要望全てにつきまして採択されるのではないのですが、学校数が減ってきている状況もございまして、どのぐらいの割合で採択されているかにつきましては資料が手元にない状況でございますけれども、比較的採択はされている。ただ

し、全体として要望する学校数、あるいはそもそもの学校数自体も減ってきているところ  
でございます。

○齊藤信委員 学校での文化的な公演は、子供たちが文化芸術に接する上で私は大変大事  
だと思うので、それが減っていることは残念だと指摘しておきます。

それで、次に18ページですけれども、(4)のところで、アーツカウンシルのような官民  
一体となった云々とあるのです。私は日本語で表現できないのかと、文化芸術、やっぱり  
美しい日本語を使ってほしいのです。これね、注釈は下にあるのですけれども、本文だけ  
見てもわかりません。だから、これを日本語で表現できないのかと、括弧してアーツカウ  
ンシルのようなという表現にできないのかと。

実はほかのところにたくさんあるのですよ、例えば次22ページのところでいいますと、  
(1)のところでアーティスト・イン・レジデンス、これもわかりませんね。日本語で表現  
できないのか工夫をしてほしい、それが私の意見です。例えばほかのところでは、社会的  
包摂で、括弧してちゃんとやっているわけです。だから、日本語で表現できるものは表現  
する、一般的にほとんどの人が、例えばレガシーみたいなことであれば、私はまだ通用す  
るのだと思うけれども、文化芸術を語るときに横文字でなく、日本語で表現の工夫はで  
きないのかと。

それと28ページなのですけれども、指標と目標値のところ、岩手県文化芸術コーデ  
ィネーターの活動件数は累計なのですね。実績値は、平成30年の実績なのです。累計ではな  
くて、その年度でどこまでいくかにしないと、実績値との比較ができないのではないかと。  
だから、累積値を書いてもいいけれども、5年後はここまでいきますにしたほうが私は目  
標値としていいのではないかと。例えばアートマネジメント研修参加者数も、これも累計  
なのです。累計とそうでないのがごちゃごちゃになっていて、累計は、私はわかりにくい  
のではないかと。例えば県立文化施設は累計ではないのです。実績値が43万8,000人で47万  
2,500人となっていますから、これはわかりやすいわけですよ、ここまでふやすのだなど。  
だから、そういう目標値は、基準年と比較してわかるようにしたほうがいいのではないかと。  
30ページの岩手芸術祭参加者数もそうです。基準年は2万6,000人で、これが目標累計にな  
りますと13万7,000人で、だからどこまでふやすのかがわかりにくいです。その次の文化芸  
術祭も累計なので、そこも目標値に比較してすぐわかるものにするべきではないのか。

あと36ページ、ここもアーツカウンシルが出てくるのです、これは括弧して芸術評議会  
と書いているのですけれどもね。あと②のところで、公立文化施設と連携したアウトリー  
チの実施とあり、括弧して芸術普及活動と記載しています。私は、日本語で表現したほう  
がいいのではないかと。アウトリーチは、一般的にはこちらから出かけていくという意味  
ですよ、何もわざわざここで片仮名を使わなくていいのではないかと、芸術普及活動と  
言ったほうがわかりやすいですよ、ここでの場合は。だから、片仮名を使うときは本当に  
気をつけて、例えば38ページ、私はさっき言いましたけれども、社会的包摂（ソーシャル・  
インクルージョン）、こういう形の表現をぜひ工夫していただけないかが私の質問と意見で

す。

○高橋文化振興課総括課長 日本語で表記できないのか、それから指標の目標値の取り方について、累計と、そうでないものと、適当でないものがあるのではないかとの御意見につきましては、日本語表記を主にして括弧で片仮名表記にするとか、あるいは指標につきましても累計値でとるか、そうでないほうがわかりやすいのか、目標値としてどこに向かっていくのが一目でわかるものを精査させていただきまして、修正できる部分は修正させていただきたいと思います。

○斉藤信委員 この間の議論を踏まえてかなり補強されてきたと私は思います。引き続き最後までいいものになるようにぜひ仕上げさせていただきたい。終わります。

○上原康樹委員 11ページの関係団体等との意見交換の項目がありまして、1枚めくって12ページに資金調達の項目があります。クラウドファンディング等による資金調達を考える必要があるとの意見がありました。今までそのような資金的な支援は、県などからの補助が多いと思うのですけれども、もう県の補助を待ってられない状態の中で、クラウドファンディングに言及されている方がいらっしゃるわけです。実際に、既に岩手県の伝統芸能の団体の中で、クラウドファンディングを活用している団体はあるのですか。

○高橋文化振興課総括課長 活用している団体については把握しておりません。

先日、新聞紙上で黒森神社の本殿改修の記事が出たところでございます。本殿が創設以来傷みが大分進んできていると記事になっておりまして、屋根が傷んで86年ぶりに修復に取りかかりまして、それについて宮古市も助成するとのことでありましたけれども、ただこちらの法人、市はクラウドファンディングで寄附金を受け付けており、宮古市がその取り組みをしているケースが最近の新聞で取り上げられております。

○上原康樹委員 クラウドファンディング、ちょっと雲をつかむところがありまして、みんながみんな、この仕組みに精通しているわけではないわけです。伝統芸能に携わっているおじいちゃん、おばあちゃんですとか、まだまだ幼い方ですとか、そういう皆さんがクラウドファンディングを十分に活用できるのかの心配もありますけれども、そういう場合、私たちもクラウドファンディングで資金を集めて頑張りたいという皆さんがあらわれたときに、県が、仕組みをきちんと活用できるように寄り添っていかないとなかなかうまくいかないことも出てくるのではないかと思います。そのような支援の考えはございますか。

○高橋文化振興課総括課長 クラウドファンディングについての意見交換につきましては、文化芸術団体から出た御意見でございまして、行政の補助もさることながら自分たちでも勉強して、例えばで言われておりましたが、協会なり団体運営においては資金的な不足が出てきていますので、クラウドファンディングで資金調達できる方法を獲得し、資金を活用して取り組んでいきたいとお話を伺ったものでございます。民間団体への補助といたしますか、支援のメニューで、実は、県としましても来年度、こういった資金調達の研修会を開催することで、手挙げをしていたところだったのですけれども不採択になりました。

行政の私たちもなかなか詳しくわからない部分もございまして、クラウドファンディングをどういった形でやっていくか、ぜひ民間の方々、文化芸術団体の方々、個人でやられている方々をお呼びして、まずはどういったことでクラウドファンディングができるか勉強する機会の手挙げをしたところでした。不採択にはなりましたが、別な形で来年度そういった研修の場などを設けながら学んでいただくよう検討していきたいと思いますが、クラウドファンディングもうまく資金が集まるか、あるいは資金が集まってもうまく運用していけるか、委員のおっしゃるとおりでございまして、伴走して支援していく取り組みが必要であろうと考えております。

○上原康樹委員 要するに、あなたの芸能に関して価値を認めました。では支援しましょう、寄附しましょうという動きにするためには、やっぱり発信しなければいけないわけです。世界を相手にするわけです。映像などで広くSNSあるいはユーチューブなどを使って発信しなければいけない。こういう発信のための県の支援も必要になってくると思います。各団体に自分たちでその映像を撮ってください、それを発信してくださいというだけでは足りない気がする。岩手のブランドとして恥ずかしくない映像を撮影する、そして映像として編集し発信する、この辺のクオリティを統一して吟味していかないと岩手ブランドにはならないと思います。やっぱり岩手はすごいなど、全世界の人がワンダフルと言ってくればクラウドファンディングも絵空事ではなくて、かなり現実的な手段になってくると思います。ですから発信と、そして資金調達、これをより具体的にイメージできるようにもっともっと考えて詰めてください。以上です。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め……

〔「修正で」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議ありと。

○斉藤信委員 私は先ほど若干の意見、提言も出しましたので、最終的な仕上げを含めて原案に賛成としてくれますか。これはコンプリートされたものではなくて、今回の議論も含めて最終的に仕上げさせていただくということでお願いします。私だけではなくて意見があった人もいますので。

○柳村一委員長 これは案なの。

○高橋文化振興課総括課長 はい。案でお示しさせていただいております、議会の御議論をいただきながら、最終的には県の内部手続を経て策定になりますので、それまでの間、本日いただきました御意見につきましても反映できる部分につきまして、反映させていただきたいと思っております。

○斉藤信委員 了解。

○柳村一委員長 もう一度、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○岩渕副部長兼文化スポーツ企画室長 新型コロナウイルス感染症に係る文化スポーツ部における取り組み状況について、この場をかりて御説明申し上げます。

初めに、お手元に復興の火の実施に関するプレスリリース資料をお配りさせていただいております。この資料について御説明をさせていただきます。

岩手県におきましては、4の概要に記載のとおり、3月22日、日曜日に宮古駅で出発セレモニーを行い、三陸鉄道とSL銀河で復興の火を運びながら各駅で停車することとしております。また、3月23日月曜日には、大船渡市のおおふなぼーとで展示することとしております。

資料の2枚目、下の囲みの部分をごらんいただきたいと思います。復興の火の実施に当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策として組織委員会及び宮城県、福島県と調整し、列車への親子招待、来賓やゲストタレントを呼んでのセレモニー、児童生徒による郷土芸能や吹奏楽等のステージイベントなどを取りやめ、縮小開催することとしたところでございます。こうした対応等に伴いまして、3月13日付で県議会議員の皆様に対しまして宮古駅における出発セレモニーへの招待の取りやめについてお知らせさせていただいたところでございます。

次に、資料にはございませんが、その他の取り組みでございしますが、政府の方針のもと2月下旬にスポーツ庁及び文化庁から多数の方が集まる全国的なスポーツ、文化イベント等の中止、延期または規模縮小等の対応の要請を求める通知が発出されておりました。これを各市町村文化スポーツ所管課、文化スポーツ関係団体等に対して周知いたしますとともに、当部におきましても当面予定しておりました児童生徒、あるいは障がいのある方、高齢者等が参加する講習会や研修会を、延期または中止とする対応を取っております。

さらに、総務部の所管となるものでございますが、感染症予防、あと拡大防止を理由として、県民会館等になります。県の公の施設の利用が中止された場合の利用料金は返還

するとともに、このことに伴う指定管理者の利用収入等の減収の対応についても検討が進められているところでございます。

以上が文化スポーツ部における新型コロナウイルス感染症に係る取り組みとなります。以上でございます。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○千葉秀幸委員 私からは、6月17日から19日にかけて開催される聖火リレーの件について確認したいのですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について御説明いただきたいと思っております。

○松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長 オリンピック聖火リレーへの影響、対応についてでございますが、イベント実施の可否と申しますか、聖火リレーの実施の可否につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会とともに判断することとなります。組織委員会からは、感染症が広がらないための適切かつ必要な対応をしながら実施すると現時点で聞いているところでございます。引き続き県民の安全の確保が第一であることを念頭に、今後の感染の広がりなどを見きわめながら6月17日から19日にかけての本県での聖火リレーの実施の有無につきまして検討を進めながら準備をしていきたいと考えております。

○千葉秀幸委員 ぜひとも感染防止に注意していただきながら努めていただきたいと思います。

それでは、ホストタウンについてですが、本県では19市町村でホストタウンになっていると思うのですが、これも同様、新型コロナウイルス感染症に伴う影響について、また市町村のイベント開催中止等、把握している範囲で教えていただきたいと思います。

○高松オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長兼ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長 新型コロナウイルス感染症のホストタウン事業に関する影響でございますが、一部事業で今年度予算で実施する事業が見送られたり、また4月実施予定の事業につきましても延期を決定したところがあると承知しております。具体的に、例えばですが、釜石市が3月に計画しておりましたオーストラリアへの中学生派遣事業であるとか、4月に実施予定のオーストラリア高校生とのラグビー交流事業、それから大船渡市が4月に計画しておりましたアメリカミュージシャンによるジャズコンサート、こういった文化交流事業が見送りの形になっておりますし、また二戸市が3月に計画していたガボン料理教室などによります文化交流、これが延期になっているところでございます。

このように見送られた事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況、それから国のホストタウン交流事業に対する方針なども見守りつつ、今後市町村の計画した事業がなるべく実施できるように県としても積極的に支援してまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員 現在では、岩手県ではまだ新型コロナウイルス感染症の感染者が出ていないこともあって、受け入れを市町村と連動しながらやっていただきたいと思います。

いろいろ自粛ムードで市民の皆さんの機運もすごく下がっている、気持ちも下がっている  
ので、無事に開催されればが大前提ではあるのですけれども、ぜひともやっていただき  
たいと思います。

最後ですが、ホストタウンについて、国からオリンピック補正交付金が出たとお聞きし  
ていますが、本県でどう利用しているのかお聞きして終わりたいと思います。

**○高松オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長兼ラグビーワールドカップ2019  
推進室大会運営課長** 交流事業等に係る国の2019年度の補正予算におきまして、オリンピ  
ック・パラリンピック基本方針推進調査という事業がございます。この事業は、2020年を  
越えた末長い交流の礎となる質の高い取り組みを加速させるために、東京大会後にホスト  
タウンの取り組みを継続するためのモデルとなる事業に充てるもので、調査事業に係る経  
費上限1,000万円で、共生社会ホストタウンを目指す自治体、それから共生社会ホストタ  
ウン、復興ありがとうホストタウンを対象として予算が交付される事業となっております、  
今県内市町村でもその事業に対して数々の申請をしているところでございます。

**○城内よしひこ委員** 私も新型コロナウイルス感染症についてお伺いしたいと思ってお  
ります。先ほど来、イベントや各種催し物の中止、縮小といったことが示されております。  
これはいたし方がないことだと思っています。今回の予算特別委員会等でも質問させてい  
ただきましたが、中止、縮小、延期に伴う経済への影響は大きいものがあると思ってお  
ります。ぜひ文化スポーツ部の皆様におかれましては、そういった数字をしっかりと捉えてお  
いていただければと思います。

そこでお伺いするのですけれども、東日本大震災津波発災からもう9年がたつわけであ  
りますけれども、東日本大震災津波の混乱時に小学校に入学した子供たちが今度中学校を  
卒業する時期であります。めぐり合わせは本当に酷なものだと思っております。あの日あ  
のときに、みんなに本当にお祝いしてもらって入学したんだろうかという感覚を持った子供  
たちがこし卒業式を迎えて、いろいろなイベントを自粛する中であって、人生の試練を  
くぐり抜けていると思っています。そういう子供たちに対して、今後新型コロナウイルス  
感染症関連の事案が沈静化した後、何とかしっかりと子供たちの心を癒すイベントも含め  
て皆で企画をしてもらえないものか。岩手県人として東日本大震災津波を経験した我々  
として、その子供たちをしっかりと応援してやるのだと、そういうことをしかるべき時期に  
設けてほしいなと思います。部長におかれましては、この後しかるべき要職におつきにな  
るようでありますので、しっかりとそういったことも念頭に置きながら県政運営を図って  
ほしいと思うところでありますが、考える余地はあるのかどうか、まずお伺いしたいと思  
います。

**○菊池文化スポーツ部長** まさに復興五輪の本旨は言うまでもないことございまして、  
東京五輪の招致活動が始まって以来、本県のみならず被災地は復興五輪の実現に向けて手  
を携えて応援、支援し、一緒に頑張ってきた経過がありますので、首相が先日何を言った  
かは別としましても、しっかりとしたオリンピック及びパラリンピックが本国で開催され

る、そして県民が、そして被災地の皆さんがこれを糧にし、てこにし、また前に進んでいく機会にしなければならないとの認識で、知事以下みんな思っているところでございます。

象徴的におっしゃいましたが、当時、小学生だった子供たちが成長し、この時期を迎えておりますが、東京都及び組織委員会等とも連携して、例えば東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を本県の被災地の児童生徒に観戦させる取り組みも並行して進めている状況にあります。また聖火リレーも、感染対策上どう対処すべきかいろいろ技術的な部分の調整はさらに進めていきますが、何としても特に被災地は全部を走ってもらうことにしていますが、しっかりとリレーといいますか、聖火がこの被災地を歩いていき、ちゃんとそれを歴史的事実として刻んでもらい、そしてそれを共有することは重要ですので、そういった象徴的な取り組みをはじめさまざまな関連の取り組みを、市町村、県民の皆さんと一緒に考えて、アイデアを出し合って、先ほどホストタウン等の取り組みでも申し上げましたが、きょう、あすのイベントのためだけの取り組みではないと御理解いただいていると思います。

これからこの復興五輪を契機として未来に向かって、持続的にさまざまな国際交流とか、お互いに励まし合う取り組み、そういったものを持続的に進めていく取り組みが始まったことで、これは鈴木俊一元大臣ともいろいろ御相談して、本県は全国にも誇る取り組みをしてきていると思っておりますが、そういった取り組みを、県のみならず市町村、そして何より民間の皆さんがその気になっていただいといたら変ですが、お力をいただき、参加いただき、資金面でもいろいろ御支援いただき、まさに全県民によって、この復興五輪を契機とした次の展開、心踊る新しい岩手につながる取り組みにつながっていくようにいろいろ配慮していかねばならないと考えております。現在そういった取り組みを進めているところでございます。

**○城内よしひこ委員** 東日本大震災津波からという話をさせていただきました。特に沿岸部、県内全体もそうですし、岩手は被災地でありますので、まさに9年前の東日本大震災津波、そして平成28年の台風第10号、そして今年の台風第19号と心が折れんばかりの災害から、ようやく立ち上がろうとする矢先に今回の新型コロナウイルス感染症で、大変疲弊をしております。ぜひそういった思いに伴走していただいて、そしてスポーツの持つ力、芸能の持つ力を糧に、県民の皆さんが立ち上げられるように、皆さんにもしっかりと応援をしていただきたいと思います。今だからこそスポーツを楽しもう、今だからこそ芸能でリフレッシュしようと、そういうことも私は両者が持つ力だと思っております。そこを、この新型コロナウイルス感染症が沈静した後にはすぐできるように、そしてみんなが楽しめるようにバックアップ、支援をお願いしたいと思います。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

**○千葉盛委員** 私も新型コロナウイルス感染症対策について質問させていただきますけれども、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は今後どうなっていくかわかりませんが、世界中の方がかかわることですので、交流イベントはなかなか難しくなってくる

と思いますけれども、復興五輪で、東日本大震災津波以来さまざまな交流を市町村、そして県も含めてやってきましたので、イベントの中止、延期、さまざまあると思いますけれども、今後のつながりもしっかりと継続していくためにその連絡体制とかを含めて世界中の方々との連絡体制はしっかり続けていってほしいと思います。

それで、スポーツ、文化活動、イベント、大会等が中止、延期になっておりますけれども、それ自体はどうしようもないですけれども、東日本大震災津波のときもそうでしたけれども、今学校も休校となっております、自宅にいても多くなっています。当時も子供たちの体力低下、肥満等問題になりました。それで、スポーツ施設、公共施設等もかなり使用できない状態が続いておりますし、屋外で遊んだりすることも自粛を求められている状況です。そこで部活動、そしてスポーツ少年活動等もできない状態になっております。ただ最近では屋外の活動等、むしろするべきだとのお話も出てきていますけれども、そういったところで市町村のスポーツ、運動する機会を子供たちに提供していかなければならないと思うのですけれども、今後の考え方をお知らせいただきたいと思います。

○藤田参事兼務スポーツ振興課総括課長 新型コロナウイルス感染症拡大関係、特にスポーツ少年活動も含めて今後の対応についての御質問をいただきました。委員御指摘のとおり、スポーツ少年団でございますが、県内では1,000を超える団体がございまして、現在多くの団体が休んでおります。いろんな声を聞かせていただきました。4月以降、よくわからないので、大会準備も十分ではないとの意見でありますとか、委員御指摘のとおり、そもそも練習の場所、また自主活動をする場所もないとも御指摘いただいております、スポーツもしくは運動する機会、健康づくりも含めて、機会が大幅に減っているのが懸念材料であり課題だと思っております。

私ども手をこまねいているのではございませんし、得意分野としているスポーツ医科学の関係で、数件、学校でありますとか、病院から、自宅で、狭いところでも効果的に運動ができるプログラムの話も頂戴して専門の職員がそれに対応している事例もございます。

また、県営の施設につきましては、委員御指摘のとおりスポーツの機会を確保しなければならないので、いろんな感染症対策等をきちんとした上でオープンしている状況でございますので、私どもとするとプログラムメニューの提供でありますとか、県民がスポーツ、また運動する機会、また健康づくりに対する機会を確保をするように今後も進めてまいりたいと思いますし、また感染症拡大が収まった時点ですぐに移行できるようにきちんとした準備をしていきたいと考えております。

○千葉盛委員 いろいろな対策が必要ですし、何が正しいのかもわからないのですが、大会やイベント等は不特定多数の方々が集まりますので、難しいかもしれないですし、3月中の自粛は確かに必要かもしれませんが、フルにいろいろな対策をしながら、特定の人たちが集まって練習する機会はむしろやっていいよと持っていくのがいいと思うのですけれども、4月以降といいますか、今後の考え方をお聞きしまして終わります。

○藤田参事兼務スポーツ振興課総括課長 教育委員会とも連携しながら進めていかなければ

ばならないと考えております。また、文部科学省では3月13日に、学校の体育館とか校庭で生徒が運動する機会を提供できますという旨の通知を各都道府県にしているようです。県教育委員会でも県内に周知していると聞いておりますので、考え方を合わせながら、現地で子供たちが困らない形で、運動の機会の提供に努めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 復興の火の問題で、縮小して開催するとのこと、開催されるからよかったですと思いますが、宮古市が出発点で、今回どういう規模に縮小するものなのですか。

○**松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長** まず、日にちについては変更ございません。そして、場所についても変更ございません。規模を縮小したものでございます。

その規模についてでございますが、当初はステージでのセレモニーとして地域の子供たちですとか、郷土芸能団体による歓迎セレモニーを数多く用意しておりました。そちらをすべて廃止とさせていただきます。また三陸鉄道、そしてS L 銀河にコミットして聖火の火を運ぶのが本県の特徴で、その列車に小学生の子供と、保護者の方を10組ずつ御招待する予定でしたが、そちらも取りやめとしたものでございます。したがって、最終的には宮古市、そして大船渡市での一部セレモニーを除きまして、ステージイベントは一切中止したものでございます。

○**斉藤信委員** 私は規模を聞いたのですよ、300人規模だったのか、500人規模だったのか、列車に乗る人は何人になるのか、簡単に教えてください。

○**松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長** 失礼いたしました。まず、列車に乗る人数でございますが、当初三陸鉄道には140名の方が乗る予定でしたが、そちらは100名に圧縮しております。続いて、S L 銀河でございますが、当初は122名の予定でしたが、100名に圧縮しております。そして、各会場での集客目標値、合計1,600人で調整しておりましたが、縮小しまして、まことに恐れ入りますが、縮小後の目標値は現在設定していないところでございます。

式典の規模でございますが、宮古駅前においては当初170名ほどが集まる予定でしたが、今回変更後としましては約70名の方がいらっしゃる想定しております。

○**斉藤信委員** 安倍首相が言ったことはこういうことなのですよ。多数の方が集まる全国的なスポーツ、文化イベントについては中止等を要請したと。全国的なスポーツ、文化イベント等の中止なのです。そもそも170人規模なんか全然大きくないではないですか。自民党の党大会は300人で開いているのですよ。だから、170人規模だったら、そのとおりにやったら全然支障がないでしょう。三陸鉄道に乗る人140人を100人にする意味は一つもないではないですか。S L 銀河だってそうですよ、120人乗るのが100人。だから、縮小したという格好だけつけて、実態は全然変わらない、全くこれ過度の自粛ですよ。堂々と予定どおりやっておかしくないのではないですか、これ。自粛していることだけがPRされているのですよ、これで。おかしくないですか、最初からそんなに大きな規模ではないのですよ。だれが答えるの、責任持つて。

○菊池文化スポーツ部長 人数の話についてはスタッフの数が相当多くて、関係者、いわゆる作業員の人数が多いので、イメージが伝わりにくいと思うのですけれども、イベントの御来賓とか出席者の数、お招きする数については後で説明します。

ちなみに、規模の縮小という問題については、我々も規模を縮小したいわけではないのでして、本当は安全な形でしっかりとみんなで聖火リレーを喜び、復興に向けた気持ちを盛り上げたいと思っていますが、全国的規模云々という話は別として、そもそもインフルエンザとはちょっと違ひまして、先の見えない感染症の中で、命の問題を取り上げられている状況にありますので、我々の立場としてはどういう形であれ、一般の県民の皆様がそういう危険が及ぶことがないようにと考えるのが基本でございます。

そうしたことで、関連イベントにつきましても聖火を掲げ、聖火皿に移し陳列をする、そしてそれをまた運び込むという極めて作業重視型で、聖火を無事迎え入れ、そして岩手の地を回ってもらって聖火の力を刻んでもらうことですので、テレビ関係者等はたくさん来ていただくことになると思います。そうした映像を通じても県民の皆さんに伝わるような配慮をしながらやっていくのが我々の務めだと思っております。これは、子供たちのお父さん、お母さん、皆さん、何らかの心配、不安がある中で、命にもかかわることだと鑑みれば我々としてはやむを得ない判断で、組織委員会とも相談した上で決めているわけでございます。当然ながら、相当の距離を置いて一般の往来の形でごらんになることもできますし、我々も写真撮影等については現地調整員を配置して、距離をしっかりと保った上で記念撮影いただけるように、そういった形で市民、県民の皆様に触れる形をつくっていきますので、御了解いただきたいと思います。

○斉藤信委員 全然説得力ないのですよ。命にかかわるなんていったら延々と自粛しなければだめですよ、そんなこと言ったら。ましてや岩手県は感染者ゼロなのだから、今のところね。そして、規模だって最初からそんなに大きくない。最初から大きくないのをちょっとだけ減らす話でしょう、ちょこっとだけ減らす理由が全くないではないですか。300人規模の集会をちゃんとやっているのですから、東京で。

結局自粛の効果はどう表れているかという、岩手県も自粛していますというPRにしかなっていないのです。全国に同調して、岩手県も自粛していますよと。しかし、最初から規模が小さくないのに何で自粛しなくてはならないのかと。最初からそんなに大きい規模ではないのですよとって、私は堂々とやったらいいのだと思いますよ。

三陸鉄道にしたって、SL銀河にしたって140人を100人、120人を100人と、減らす意味全然ないでしょう、こんなことは。これ恐らく列車全部借り上げてやるわけでしょう、県の予算でね。命を守る効果が全くないのに自粛しているというPRだけでは、私はマイナス効果だと思います。本来ならプラス効果で、復興の火を岩手県民みんなで歓迎しようといっているときに自粛しますと、中身は全然自粛に値しないちょこっとしたものだけれども、しかし岩手県は自粛していますと、これが地域経済に今大きな影響を与えているのです。

だから、私は何回も言うけれども、安倍首相が言っているのは、全国的な多数の方が集まるスポーツ、文化イベントについては中止を要請したと。全国的な、多人数が集まるものですよ。今の話を聞いたら、全然多数ではありません。この程度の規模は堂々とやっておかしくない。皆さんは国との関係でつらい立場にあったかもしれないが、私は過度の自粛を根本的に見直さなければだめだと思う。自粛ばかりやっていたら、県民の生活、中小企業、地域経済、もうだめになってしまう、今だめになりつつあるのですから。そういうところは自粛一辺倒ではなく、今の時点で適切にやるべきものはしっかりやっていくことが必要なのだと思うけれども、部長、簡単にでいいから、あなたのつらい気持ちもわかるけれども。

○菊池文化スポーツ部長 簡単に申し上げます。斉藤委員のお考えは、一つの考えであることは私どもも理解しております。ただ公的な場において、新型コロナウイルス感染症に特効薬がある状況でもございません。例えばですよ、そういった薬もしっかりあるのであれば、まだ安心感はあると思いますが、県民、市民の皆さんが安心して参加できる状況にならない限りは、可能な限り縮小すべきところは縮小して進めたいと思います。それは我々の考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○斉藤信委員 私がよく考えてほしいのは、縮小の対象になるイベントは何かを考えてほしいのです。そもそも最初から大規模ではないのに、中小の規模まで縮小することは、結局自粛ムードだけ拡大される。今実際にそうなっていますからね。だから、全国から集まるようなものはもちろん国の要請に応える必要があると思うけれども、そうでない中小規模、そういうものは岩手県の今の状況から考えて、私は適切にやっていくべきなのではないかと思う。

そこでお聞きしますけれども、先ほどの最初の報告で幾つかのイベントが中止をされた。これはどういうイベントが中止されたのか、どういう規模のものが中止されたのかを示してください。

○中村企画課長 先ほど副部長が説明しました当部で主催する文化スポーツイベントの延期、中止の具体のものでございますけれども、まず最初に申し上げたいことは、私どもは全て中止する、延期するのではございませんし、先ほど復興の火の件がありましたけれども、ぜひやらなければならないもの、縮小してできるものについては基本的にやる方向で考えてきたところでございます。

それで、延期したものにつきまして、具体例で申し上げますと、いわてアスレティックトレーナーの3期生養成講習会で、受講者、講師など含めて約70名の参加者を予定しておりましたけれども、今年度だけではなく、来年度も含めて実施することにしておりましたので、今やらなくても来年度あわせてできることから延期としておりますし、あといわてスーパーキッズ発掘・育成事業の開始式、終了式につきましても保護者、来賓などを含めて大体400人ぐらいが参集し、都南文化会館で行う予定でございましたけれども、開始を少し遅らせる、あるいは終了式を遅らせる形で対応できることから延期としたものでござい

ます。

それ以外に中止したものでございますけれども、いわてスーパーキッズ発掘・育成事業関係の練習会は、対象が小学校高学年、中学生、スタッフを含めて大体80人前後の参加予定でしたが、対象者が変わってしまうこともありますので、中止とさせていただきます。あと各種の障がい者スポーツ教室も何件かあり、例を挙げますと安比高原スキー場で2日間にわたって障がい者やその家族、指導員など大体百数十人の参加者を予定していた教室がありましたけれども、時期も時期ですので、なかなか延期してやる状況ではありません。それに委託事業としては、来年度も同じ事業を行いますので、そちらに参加していただければとの考えで中止しているものでございます。

○**斉藤信委員** 安倍首相が2月27日ですか、小中高全国一律休校を専門家の声も聞かないでやったと、これはイコール部活動中止なのです。それで、部活動をやっていないときにやれるのかとなってしまったのです。これは本当にミスリードだった、全国一律に私は大問題があったと思います。例えばアスレチックトレーナー70人ぐらいの講習会は本来延期する必要はないし、スーパーキッズ400人になると、これは要件等だと私も思います、今の情勢の中では。しかし、2桁程度のことは全然やって構わない状況だったのではないかと。

19日に専門家の会議が、この間の検証を行って、新たな方向を出すことになっているのですけれども、文部科学省も恐らくそれを受けて今後の休校措置、学校再開の基本方向を出すという今そういうところまでいっているのだけれども、岩手にとって感染防止を徹底するのと過度の自粛に陥らない、日常の生活に必要なものは取り戻すと、経済活動をしっかり支えるという、車の両輪といいますか、こういう両側面でやっていかないと。

新型コロナウイルス感染症は一言でいうと蔓延状態なのです、長期にかかるのです。そして、世界的にはパンデミックですから、日本が抑えたとしてもいつ海外から入ってくるかわからないという状況なので、ある意味長期戦なのです。いつまでも自粛してられない話なので、幸い岩手の場合は感染者が一人も出ていないという、こういう中で岩手県がもっと自主的判断を行って、感染防止と日常の生活、日常の活動、特にスポーツ文化は私たちの健康にもかかわる大変大事な活動なので、これを自粛することは、かえって子供たちの健康にとっても今マイナスになっていますので、そこを踏まえて今後対応していただきたい。部長に一言聞いて終わります。

○**菊池文化スポーツ部長** 斉藤委員もさまざまなお立場があつての御発言だと思いますが、再三になりますけれども、我々としてはやはり危険のあるものについてどういう派生的な問題が生じ、県民生活にどういう影響があるかはかりしれないものについては慎重にならざるを得ないところでございます。経済対策については御案内のとおりで、さまざまな雇用あるいは資金繰り、事業主及び雇用者に対しても施策が打ち出されているところであります。経済についてはそうした取り返しのつくところがありますが、やはり命にかかわる問題については取り返しのつかないところでありまして、両輪とまではいかないところもあるかと。蔓延してしまうことのないように、岩手にわざわざ危険を持ち込むことのない

ように判断していくこともこの時期は重要ではないかと思っ、当面の3月、4月の取り組みについて進めさせていただいておりますので、その点については御理解いただきたいと思ひます。

○千葉絢子委員 先ほどスポーツ少年団の話が出ましたので、これと先ほど議決された文化芸術振興指針と絡めてきょうはお伺ひしたいと思ひます。

先ほどの指針の中にも示されていましたが、実はスポーツのみならず、芸術活動についても、学校の施設、それから公民館、県営の施設を練習会場などとして活動している団体が多うございます。私の子供たちも二つの芸能団体に所属しておりますが、今どちらも活動自粛をしております。盛岡の場合はさんさ踊りもありまして、夏に大きなお祭りもあるわけですけれども、年間を通して練習している子供も大人も多くいて、そこをどうしていくのかも、これから振興していく観点でも大事と思ひています。

スポーツで学校の体育館をいずれ使えるようにとのお話、教育委員会を通じてとのお話でありましたが、恐らく県内の学校を使っている芸能団体もかなりの数あると思ひます。なので、スポーツだけに偏らず、文化活動に対しても学校の施設を開放していただく方向で御検討願えないかと思うのですが、この点に関してはお伺ひしたいと思ひます。

○高橋文化振興課総括課長 文化活動につきまして学校の施設を活用できるように、教育委員会とも連携しながら取り組ませていただきたいと思ひます。

○千葉絢子委員 では、スポーツのみならず芸術活動にもとの観点でよろしいでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 そのとおり、スポーツのみならず文化についても取り組ませていただきたいと思ひております。

○伊藤勢至委員 昨年は皇位継承が行われた年でありました。10月に今上天皇陛下が譲位、退位をされました。そして、それまで皇太子殿下でありました浩宮殿下が126代の天皇に即位をされたわけでありました。これに関しまして、私どもの宮古にはお三方の天皇とのゆかりがあるという説がございますので、この際ちょっと時間をいただいて、資料を使わせていただきながら、あまり長い時間ではありませんが、情報提供させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、委員長。

○柳村一委員長 この際、伊藤勢至委員から申し出のあった資料の配付等について、申し出のとおりいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 それでは、書記をして準備させます。

〔資料配付〕

○伊藤勢至委員 皆様にお配りさせてもらいました資料ですが、126代の天皇陛下、中には女性も相当数おられますけれども、それを表したものでございます。これは明治天皇、大正天皇、昭和天皇、実映が残っている方は、前までの今上天皇をおいて4人しかいないわけでありましてけれども、その4人の写真をもとに、126代の過去の天皇陛下について、考証学的研究からお顔を想像して、馬堀法眼喜孝画伯が描いたものでございます。そして、こ

れは宮内庁で売っております。うちの親父が横山八幡宮の総代であったことから、15万円ぐらいで購入したものだと思いますが、15万円から二十四、五万円ぐらいだと思います。なぜ値段が違うかという額装で違うようでありまして、中の写真は同じようであります。

その中で、我が宮古には第15代の応神天皇という方がいらっしゃいまして、この方を宮古の鎮守様であります横山八幡宮の祭主としているとの説が、横山八幡宮記に書いてありました。この横山八幡宮は、過去にたびたび落雷等で火災に遭っておりますので、縁起からの資料が散逸しているとのことで、昭和のはじめの宮司だと思いますけれども、山根宮司が減耗した部分を書き残しておかなければならない、後世に伝えなければならぬと八幡宮記にあらわしたものと聞いております。

そして、2人目は第66代的一条天皇で、皆様にお渡しをしました資料の真ん中ぐらいに赤丸をつけておりますが、この天皇がいらっしゃいまして、この方の御代に四国の阿波の鳴門の渦潮が鳴動してなかなかおさまらなかつたことから、当時はまだ仏教が伝来していないころだと思いますけれども、神道の世界でありましたので、一条天皇が全国の神社に、この渦潮を何とかおさめろと発したようで、その際に横山八幡宮の禰宜が自分のところの神様に願いを込めてお祈りをしていたところ、満願の日に神武天皇の格好をした方があらわれて、和歌を授けられた。山皇に作りあらしのえのこ草阿波の鳴門は誰かいふらん、この歌をもっていけば、すぐに渦潮はおさまるであろうと。宮司がそのとおりにしたところ、渦潮がたちどころにおさまった。そして、帰ってくる際に当時の天皇が喜ばれまして、召されてその話をしている中で、では褒美を取らそうと、おまえのところのお宮は古いそうだ。だったら、お宮が古いと書いて宮古と名乗れ。これが宮古の縁起であると書いてあったところであります。

そして、その帰りの際に、徳島から杖を使って帰ってまいりまして、横山八幡宮に着いたので参道の入り口に刺しておいたところ、それに根がついて、宮古第一中学校の校庭にあります。この逆さイチョウ、900年の時を経てもいまだに生きている、こういうことでもあります。

さらに、一番下の3段目の丸であります。98代の長慶天皇がいらっしゃいます。明治天皇が即位された際に、自分は北朝系の天皇であるが、正統は南朝にあるとおっしゃったそうでありまして、そのときに浮上してきたのがこの長慶天皇でございます。そして、この長慶天皇は多分南北朝時代の負けた側だったわけでありまして、京都から海路を通過して八戸市の櫛引神社に上陸をしたようです。櫛引神社には16弁の菊の紋様、これは天皇家の紋様であります。これがついた甲冑が2領納まっているとのことであります。そして、その後天台寺を経て、宮古の黒森神社に入って、黒森神楽で有名な黒森神社であります。ここで没していると。そういう資料を郷土史家が集めて宮内庁に届をしたところ、宮内庁はこれを受理したので、全然いわれがなければ受理をしないわけでありまして、受理をしたところに大変興味深いところがあると思っております。

そして、この中に載せております16弁の菊の紋様の金具であります。私の正業は水道

工事業でありまして、今から45年ほど前、黒森神社の麓近くの土の中、60センチメートルぐらいのところからこれを掘り出したものであります。この16弁の菊の紋様は天皇家の紋様でありまして、日本の紋様は桐の紋であります。皆さんがお持ちのパスポートには桐の紋があると思いますけれども、この金具も回しますのでごらんください。これは釘穴らしきものが三つありますので、多分どこかの柱あたりについていたものだと思います。過去700年、800年の間に火災で建物が焼失した際に落ちて埋まったものではないか。これは銅地金だそうでした、すかして見ますと、何となく金メッキ的なものも見えております。

私が県議会にまいりまして教育委員会の文化財関係の課長に、カーボン鑑定してほしいとお願いしたのです。これが700年前のものであれば面白いなと申しましたところ、そういうおどろおどろしいものの鑑定をすることはちょっとと控えられました。いずれもう一回と思っていますが、これも回してください。

そういう中で、黒森神楽が有名な黒森神社でありますけれども、そこに安置をしています神楽の権現様、獅子頭ですね。これは700年の歴史があるとと言われております。早池峰の神楽、大償神楽、岳神楽とも400年の歴史と言われていまして、その方々は、黒森が俺たちのルーツだとおっしゃっていますので、相当これは正確なものだと思っております、これを私が掘り出したから言うわけではありませんけれども、宮古の歴史は、岩手の歴史であります。したがって、こういうことを皆さんで情報共有をしながら、ある意味、精神的なルーツになるものではないかと思っております、きょうの時間をいただいております。

だから私が天皇の末裔だなんていう話は間違ってもしませんが、そういうことではなくて、岩手の歴史、宮古の歴史の中に、この岩手の思いがあるという部分をぜひ考えていただきまして、特に南北朝時代は岩手県にとって非常に興味深い時代であります。なぜ南朝方の長慶天皇なる方が岩手に来たか、北畠氏あるいは畠山氏、当時の豪族がこの岩手に住んでいたから、この方を頼りに来たのだと思います。櫛引八幡宮から天台寺を経て黒森神社に来て没している。

黒森神社の下には、いまだに屋号に坊のついたところがあります。これは昔、宿坊だったと思います。そして、拝殿にも屋号が残っています。これは、当時は女人禁制の山でありましたので、そこまでは女性が行って、そこから遥拝をする拝殿、こういうのが残っているのでありまして、これを宮古の方々がさっぱり知らないことに大変残念な思いをいたしておりますが、城内委員はわかっているよな。私はかつて消防団員でありまして、火を消すほうでありましたが、これからはこのような地元の文化の火をつけて歩かなければならないと思っております。そこでひとつ、これは教育的な話ではなくて、文化、伝統的な話でありますから、若い人たちに残していくべき話として、部長、感想がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○菊池文化スポーツ部長 壮大な歴史の話でございました。感銘を受けて伺っております。地方の歴史は、いろいろなつながり、縁起があって成り立ってきている。神楽がそこに根

づいたり、産業もなりわいもそうやって根づいて、いろいろ展開されてきたのが地方の歴史の積み重ねだと思います。そういう中で、まず地元の人に、地元の歴史をよく知ってもらうことが、郷土学であり、地元愛だと思います。そのようなことを高めていくことは非常に重要で、それが郷土芸能のみならず、地域の次代を担う若者が育っていく道標にもなります。

若い人も年老いた人も一緒になって地元をしっかりと見つめ直して、その物語を共有し、次につなげる。天皇陛下まで出てくるとなると、これはなかなかのことだと思いますが、委員がおっしゃったように、広域的にさまざまなつながりが岩手の中にも、この物語の中にもあるのですから、そういった連携をしながら、研究し共有していくことが第一だと思います。そして、次にどう発展していくのかを考えていく上で、非常に興味深い意義あるお話をいただきました。ありがたく拝聴いたしました。いろんな場面でそういったことを考えながら、文化振興に取り組んでいきたいと思っています。

○伊藤勢至委員 今年の暮れにも東京大学の日本史学の学生さんたちが黒森神社についていろいろ調査に来まして、そのときもこの16弁の菊の紋様を初めてお見せしたところがあります。これは、多分宮内庁で資料を出している調査なのだと思います。したがって、かなり信憑性が高い、岩手県には誇れるものがまだいっぱいあるとのことで、一緒に世の中に出していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○柳村一委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退室されて結構です。お疲れさまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会から県立博物館における文化財への不適切行為事案調査の経過報告等について及び県教育委員会における新型コロナウイルス感染症への対応状況について発言を求められております。なお、本報告に対する質疑はそれぞれの報告の後に行うこととしたいと思います。

初めに、県立博物館における文化財への不適切行為事案調査の経過報告等について発言を許します。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県立博物館における文化財への不適切行為事案調査の

経過報告等について御説明を申し上げます。

まず、昨年12月16日に公表いたしました調査の経過報告の中間報告の概要につきましては、公表日当日、関係資料を全議員の皆様へ送付させていただいたところですが、今回、改めてお手元にお配りし、この場をおかりし、12月16日と一昨日、3月16日の公表概要について御説明させていただきます。

それでは、文教委員会資料1をごらん願います。この事案につきましては、これまで県教育委員会内に調査チームを設置し、1ページ、1の文化財資料における無断切り取り行為の有無についてと、2ページ、2の平成26年度に発覚した無断切り取り行為等の事案の際の関係機関の対応について調査を進めてまいりました。

まず、1の無断切り取り行為の有無につきましては、重要文化財の調査を優先し、平泉町柳之御所遺跡、平泉遺跡群の全125点のうち、調査対象である岩手県所有13点及び平泉町所有63点、計76点の調査が終了したものであります。

調査の方法は、対象文化財資料を県外の専門機関においてX線撮影し、5名の有識者アドバイザーの指導のもとに精査し、サンプル採取の痕跡を確認いたしました。一方、サンプル採取、いわゆる切り取り行為でございますが、その承諾の有無につきましては聞き取り調査とともに、所有者等が埋蔵文化財の出土後に発刊する発掘調査報告書の中に科学分析結果の報告が掲載されているかどうか、すなわち掲載されている場合は承諾があったものとし、確認を進めてまいりました。

痕跡と承諾の有無の状況をまとめましたのが表1及び2であります。なお、表の別項目の痕跡が特定できないとは、発掘調査報告書に科学分析結果が掲載されている、またはサンプルの存在が確認されているにもかかわらず、X線写真ではその痕跡を確認できなかったものを表します。同様に、痕跡が不明とは痕跡が疑われる箇所が存在するものの、明らかに切り取り痕跡とは断定できなかったものをあらわします。

結論でございますが、平泉町所有分については無断切り取り行為が確認されなかったものの、岩手県所有分のうち火舎と花瓶の計2点について、重要文化財指定後に無断切り取り行為が行われていたことが判明いたしました。なお、表1の岩手県分の承諾の有無、エ、その他、痕跡ありの1点、内耳鉄鍋についてですが、これは痕跡が2カ所確認できるものの、重要文化財指定前の平成2年ごろに承諾のもとに科学分析が行われ、指定後の平成24年には、き損処理、き損修理と保存処理が行われているものであり、その2カ所の痕跡がいつの時点のものかが特定できないため、その他としたものであります。

これらの結果を当該専門職員に示したところ、火舎及び花瓶についての無断切り取り行為を認めたものであります。本人は、当該文化財からサンプル採取を行った目的について、学術情報収集、すなわち分析データを蓄積したり、研究への活用を図ったり、将来のために保存するためであったとし、重要文化財であるとの認識は当然あったものの、サンプルを採取することについては、当時は深刻に考えなかったと釈明しております。

1ページ、(2)の当該専門職員の文化財の切り取り行為については、本人は承諾の有

無にかかわらず、保存処理における適切な処理方法の見きわめと学術情報収集のために他の文化財資料においてもサンプル採取を行ったものがあるとしておりますので、今後とも調査を進めてまいります。

次に、2ページをごらん願います。2、県立博物館、(公財)岩手県文化振興事業団及び県教育委員会事務局の平成26年度無断切り取り行為等事案発覚当時の対応についてであります。当時の組織としての対応のあり方は適切であったのかどうかについて、聞き取り調査などの方法により事実確認を進めてまいりました。まず(1)、県立博物館と(公財)岩手県文化振興事業団の状況のアについてであります。平成26年8月以後の事案発覚後、県立博物館においては当該専門職員を含む内部職員に対する聞き取り調査が行われたものの、証言内容が整合しきれないなど事実解明に至らず、結果、不十分な調査に終わっております。

イについてであります。これらの事案の県教育委員会に対する報告は、翌平成27年3月末に文書報告されましたが、その際、他の不適切行為事案の確認ができておらず、確認次第報告すると記されているにもかかわらず、調査は広げられることなく、新たな事案報告はなされませんでした。

ウについてであります。他の事案の調査が行われなかった要因の一つに、県立博物館における当該事案の対応が特定の職員に限定、集中する状況になっていたことが挙げられ、この状況に対して改善策が講じられなかったことが問題と指摘されます。このことは県立博物館の運営を統括し、指導、支援する立場にある県文化振興事業団もその組織的機能を十分に発揮せず、県立博物館任せになっていた状況があると判断いたしました。

次に、(2)、県教育委員会事務局の状況であります。アの処分、措置についてであります。平成27年3月の県文化振興事業団からの事故報告書提出の後、翌28年2月に追加報告書が提出されました。これが無断切り取り行為が非違行為に当たるかどうかについての客観的見解を県外の複数の専門機関等から調査した結果報告を主な内容とするものであります。県教育委員会においては、これらの情報を踏まえ、措置検討が行われました。その結果、文書訓告が適当と判断され、その旨、県文化振興事業団に通知、措置されたものであります。その際、訓告以下は非公表の内部規定に基づき、この事案は公表されなかったものであります。

イにつきましては、先ほど申し上げた他の事案について調査が広げられなかったことは県教育委員会事務局がさらなる調査の実施を積極的に指導、支援すべきであった、その姿勢が必要であったと判断いたしました。

ウにつきましては、本事案の組織的対応の背景には、県立博物館及び県文化振興事業団との情報共有や連携の不足、そして危機管理対応の不十分さがあったと言わざるを得ません。

3の当面の再発防止策及び4の今後の調査の進め方は、後ほど御説明いたします。

3ページをごらん願います。岩手県所有の重要文化財への無断切り取り行為が行われて

いたことを受け、文化財保護法第33条の規定により、公表日同日の12月16日付で文化庁に対して、毀損届けを提出いたしました。なお、調査結果の詳細は、別添資料として中間まとめ及び別冊一覧資料をお配りしておりますが、説明は割愛させていただきますので、御了承願います。

次に、一昨日3月16日に公表いたしました他の道県の重要文化財の調査結果等について御説明させていただきます。文教委員会資料2をごらん願います。

1の他道県の重要文化財資料における無断切り取り行為の有無についてであります。3ページ以降に詳細な調査結果を添付しておりますが、概要について1ページの資料により御説明いたします。1ページの表中、1の北海道枝幸町、目梨泊遺跡ですが、調査対象は1点です。平成元年に科学分析及び保存処理が行われ、発掘調査報告書が作成されていることから、科学分析は所有者の承諾を得て行われ、無断切り取り行為ではないと判断いたしました。なお、科学分析のために採取されたサンプルは残されていますが、明確な切り取りの痕跡は特定することができませんでした。

表中、2の北海道上ノ国町、勝山館跡ですが、調査対象は9点です。そのうち切り取り痕跡が確認されたものが7点、科学分析のために採取されたサンプルが残されているものの、明確な切り取り痕跡が確認できなかったものが2点ありました。科学分析及び保存処理は平成3年度と11年度に行われ、発掘調査報告書が作成されており、すべての資料について科学分析が行われ、その結果が報告書に記載されていることから所有者の承諾を得て行われ、無断切り取り行為ではないと判断いたしました。

表中3の八戸市、丹後平古墳群ですが、調査対象点数は79点です。当時の公表時は43点でしたが、調査対象点数の再確認の結果、79点となったものです。恐れ入りますが、表の下の米印をごらんください。調査時における丹後平古墳群重要文化財のき損についてであります。去る1月18日、岩手県立博物館に移送してX線写真撮影を行うため、八戸市博物館において美術品運搬専用車に積み込むための梱包作業中、方頭大刀1点が折損、折れてしまいました。所有者及び当課の担当者立ち合いのもと専門業者が運搬作業に当たっていましたが、結果を考えれば、当該文化財はさび化による劣化の進行が大きな要因となり、運搬用の箱に収納梱包した際、き損したものと考えられます。事前の打ち合せを重ね、専門業者による取り扱いにより作業を進めてきたところですが、この事態となり、大変申しわけなく思うところでもあります。

事後対応であります。2月19日、文化庁と当該文化財の状況確認を行い、修理に関する仕様及び工程等について協議を行いました。今後、文化庁指導のもとに修理を進め、年内には修理を終えたいと考えております。また、これ以上の重要文化財のき損を避けるため、岩手県立博物館への運搬は中止し、2月25日及び26日に移動X線撮影車により現地で撮影を行いました。このことから丹後平古墳群の調査につきましては、X線撮影は完了しているものの、必要な調査やアドバイザー会議による協議等に時間を要しており、今回残念ながら結果報告には至りませんでした。

最後となります表中、4の福井県、一乗谷朝倉氏遺跡であります。現在調査対象及びX線写真撮影範囲等について所有者と協議を進めているところであり、令和2年度の撮影となることから、こちらにつきましても結果がまとまり次第公表いたします。なお、福井県の調査につきましては、これ以上、重要文化財をき損させないよう極力運搬を伴わない方法で行うなど慎重に進めてまいります。

次に、2の今後の調査の進め方についてであります。ただいま申し上げましたとおり、来年度になりますが、今後は八戸市、丹後平古墳群の無断切り取りの有無の判定及び福井県一乗谷朝倉氏遺跡の重要文化財の調査を進め、その後、一般文化財の調査に着手したいと考えております。なお、一般文化財の調査に当たりましては、所有者に対する個別の状況説明を丁寧に行いながら、X線写真撮影の方法など具体の調査報告等の協議を進めてまいります。

2ページをお開き願います。3の公益財団法人岩手県文化振興事業団による当該専門職員への措置についてであります。同事業団から、一昨日3月16日をもって当該専門職員を解雇したとの報告を受けております。措置の理由は2点でございます。1点目は、職務に直接関連する文化財保護法等の法令違反の経歴を過去に有することが発覚し、その影響が現在も同事業団の信用失墜の最大の要因となっていること。2点目は、平成26年当時の調査時と同様に、今回の調査でも虚偽の説明をして事実を隠す姿勢が見られるなど事業団職員としての職務能力、適格性が欠如していること、これらが同事業団の就業規定に規定するその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして解雇することとしたこととあります。なお、当該専門職員は解雇となりますが、引き続き今後の調査には協力させることとしております。

次に、4の当面の再発防止策の取組であります。三つの取り組みを進めることとしております。(1)の公共財の意識を高めるためのモラル研修や管理監督者向け組織マネジメント等研修の実施についてであります。去る2月27日、文化庁の主任文化財調査官を講師として、市町村及び関係機関等の担当者64名出席のもと、モラル向上と組織マネジメント研修をあわせて実施いたしました。アンケート評価では研修の満足度は高く、さらなる研修機会の要望が多数ございました。来年度以降も同様の研修会を随時実施する予定です。

(2)の関係組織間の情報共有の迅速化等を進めるための月例報告書への項目追加であります。県教育委員会が所管する県立博物館をはじめ美術館、図書館、三つの青少年の家の合わせて6施設を対象とし、月例報告書に組織運営上の課題などの組織マネジメントに関する項目を追加し、今回の事案を含め迅速な情報共有を図る手だてを既に講じたところでございます。

最後になりますが、引き続き重要文化財の調査を最優先に進め、その後、速やかに一般文化財の調査にも取り組んでまいります。以上で説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県立博物館における重要文化財の切り取り事件と言ってもいいと思います

けれども、1ページのところで、表1からいきますが、所有者の承諾があったのが6点中4点となっています。これ、いわば報告書があるから承諾だと思いますけれども、切り取りまで承諾したのかどうか、もう今は切り取って科学的調査をやる時代ではないですよ。いつの時代からか、それも教えてほしいのですが、私は科学的調査の結果が公表されているから、承諾の有無があったと言えるのかどうか、切り取りまで同意したと判断した根拠は何ですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 サンプリングの承諾が切り取りを必ずしも意味するのかについてでございますが、県立博物館においては平成2年からこの取り組みを進めているところでございまして、平成10年代、20年代、結果、いわゆる切り取り、破壊分析と言われますが、それについては存在したことを確認しております。

全国的な状況を見ますと、機械の性能にもよるのですが、当時本県においては科学分析を依頼することは切り取りを伴うことと両者の認識で進められたと理解しております。なお、文化庁が発行する発掘調査の手引き等においては、非破壊分析が原則なことは当然うたわれておりますが、非破壊分析でやれる結果はあくまでも限られていることから、精度の高い分析結果を得るには、ある程度の破壊を伴わざるを得ないと記述されておまして、重要なことは所有者との綿密な合意であろうと考えております。

○斉藤信委員 今文化庁は非破壊的分析が常識だとありました。文化庁の指示というか、通知はいつの時点ですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 非破壊分析が原則であることについて、特段通知の形では出されておられません。発掘調査の手引きといったテーマ別に、文化財の領域で参考の資料が文化庁の責任編集で発行されているのですが、平成22年発行の参考資料にただいま申し上げたことが記載されておいております。

○斉藤信委員 平成22年の参考書、非破壊的分析が原則とは、平成22年に初めて出されたのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 私どもはそのように理解しております。

○斉藤信委員 このサンプルの採取痕跡が岩手県分と平泉町分があると思いますけれども、合わせるとこれは76点、違うな、これ何件ですか、これサンプル分析された時期を言ってください、いつからいつまでサンプル分析がされたのか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 別添で別冊一覧資料を配付させていただいております。表の岩手県所有分の調査結果一覧と平泉町所有分の調査結果一覧でございます。これら76点の全てがこちらに記載されておまして、縦の欄に委託年(度)の欄がございますけれども、古くは平成2年から最近では平成24年でしょうか、物によって幅があったり、あるいは2回処理している文化財もあります。

○斉藤信委員 今の報告書の中にも平成26年8月に無断切り取り行為事案が発生したとあります。このときの対応が大問題だったと思います。平成26年、野田村の文化財だったと思いますけれども——きょう私が時系列のものを出しなさいと言っても出ないのですけれ

ども、平成26年8月に発生して、県教育委員会にはいつ連絡、報告があったのか、それに対して県教育委員会はどうか対応したのか。そして、平成27年3月に事故報告書が出ているわけですね。事故報告書が出るまでいろいろやりとりがあるわけです。これは、県教育委員会に報告しないで出ているわけではないのだから、その経過を示してください。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 最初の平成26年度の不適正事案発覚につきましては、平成26年8月に県の埋蔵文化財センターからの受託事業の中の文化財に無断サンプルが発見されたのが1件、そしてその年の11月に野田村の案件も明らかになっております。その後の県教育委員会への連絡でございますが、私どももそのことについて事実確認に力を入れてまいりましたが、結論的には、事故報告書前の段階で、正式に入ったのは平成27年3月になってから、副館長から当時の文化財課長に対して報告がなされたと確認しております。そして、その月末に事故報告書が提出されております。このあたりは、私どもも突合に力を注いだわけですが、結論はこうなりました。

○斉藤信委員 信じがたいことです。いいですか、平成27年3月に連絡があって、その月末に事故報告書が出たなんてあり得ないではないですか。いろいろなやり取りがあって事故報告書がまとめられたと見るのが普通のことですよ。あな方が、そのやり取り、公文書をなくしたのではないですか。私は考えられないと思いますよ。今聞いたら、平成26年8月は県の埋蔵文化財センターの無断サンプルだったと。11月が野田村の案件でしょう、複数の案件が出ているのでしょ、それが翌年の3月まで県教育委員会に連絡なかったとはあり得ないでしょう。そんな昔の話ではないのだよ。平成26年といったら5年前ですよ、本当にこれの記録はないのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 調査に臨んだ者として御指摘はそのとおりだと私どもも思いまして、それを明らかにすべく努力をいたしました。当時のメール文を探し当てて収集に努めたのですが、3月よりも前に、例えばメールによるやり取り等は確認することができませんでした。どうしても私ども不自然さは拭いきれないのですが、現時点まで確認されたところは、そうでございます。

○斉藤信委員 本当に初動のところで大事な事実経過が欠落しているのだと思います。そして、事故報告書が県文化振興事業団から県教育委員会の事務局宛てに、3月末との話ですけれども、出されたと。これについて、県教育委員会はどのように検討して、どう対応したのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 3月末に提出された報告書を受けまして、県立博物館側と県文化振興事業団側、そして県教育委員会で3者協議を4月に行いまして、それ以降サンプリング行為は非違行為なのかどうかももう少しきちんと調べる必要がある、また、客観的な立場の方々からお話を伺うことも必要であるとのことで、この後、年度内に調査が行われたわけでございます。

○斉藤信委員 いいですか、事故報告書には、他の文化財にも不適切な行為があったかどうかの確認はできておらず、今後も順次検証するとなっているわけです。確認でき次第報

告すると、こうなっているわけですよ、この事故報告書には。この事故報告書を受けて3者協議をやったと、4月にね。その後何回やったのですか、この事故報告書に基づく対応をどのように点検、検証したのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 4月以降、3者協議等が何度行われたか確認できておりませんが、まず県立博物館に、先ほど申し上げたサンプリング行為の是非について調査するように指示がされたと認識しております。その後、御指摘のように調査を広げることがなぜ出なかったのかが我々も最大の疑問で、念頭に置きながら調査に臨んだのですが、具体的なアクションには至りませんでした。結果的には、調査は、ただいま申し上げたサンプリング行為とはどのようなものなのかに焦点が絞られていった経緯があることのみ確認しております。ですから、教育委員会事務局側からも調査を広げることが促す指導、支援が必要であったが欠けていたというのが調査結果でございます。

○斉藤信委員 今の答弁を聞いても県教育委員会の姿が全然見えないのです。4月に3者協議をやったと、あと何回やったかと聞いても出てこない。はっきり教えてくださいよ、何回やったのだと。そして、最初の事故報告書で、他の文化財にも不適切な行為があったかどうか、順次検証するとしていたのです。これが一番大事なポイントではないですか。そのことについて、3者協議でこの事故報告書に基づいてやることは当たり前でしょう。何回3者協議をやられたか出ないのですか、出るのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 残念ながら、そういう会議を何回行ったかは正確には把握できておりません。申しわけございません。

○斉藤信委員 だから、今課長が説明した2ページのところにこう書いているわけですよ。調査対象を広げられなかったことは、県立博物館の事案対応が特定の職員に集中しており、全容解明に向けて、県立博物館及び県文化振興事業団組織全体で取り組む姿勢や、体制が不十分であったと。県教育委員会の責任が全然出てこないではないですか。事故報告書は、県教育委員会に報告されているのです。ましてや、この違法な行為をやったのは県職員だったのですよ。県教育委員会が責任を持って対応し、指導することは当たり前ではないですか。今のあなた方の報告は、県文化振興事業団が悪かったと、とんでもない話です。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 当時の県教育委員会の状況が見えないとお話でございますけれども、この事故報告書の提出がありまして、先ほど課長から答弁申し上げたとおり、まずは3者が集まって協議したと。なぜこれを協議したかについて当時の生涯学習文化課あるいは最終的に職員の処分となれば、教職員課にこれが上がってきますが、そもそもこの文化財の切り取りは何の法令にどのように違反するのかの知見がないので、仮に懲戒処分となれば、これは基本的に法令違反であれば戒告以上になりますが、それができるのかどうかと、それを専門家に聞く必要があり、独立行政法人国立文化財機構の奈良文化財研究所とか公益財団法人元興寺文化財研究所、あるいは東北大学の大学院にお邪魔して、サンプリングの是非とか、あり方とかについて調査し始めたことでちょっと時間を要していました。平成28年2月まで追加報告書の作成に時間がかかっているのですが、

確かに職員は派遣しているものの、これは報告書の冒頭にも出てまいりますが、県文化振興事業団の自主事業であることから、県教育委員会とすれば、基本的に県文化振興事業団で事故報告書の内容をしっかりと裏付ける根拠等を示してくれと、お返しした状況でありまして、その結果をもって、まずは処分につながることになる。我々も当時の関係者23名、40回を超えるヒアリングをしているのですが、その中でこの行為が懲戒、いわゆる非違行為に当たるのかどうかだけに焦点が当たっていて、最後調査を広げると事故報告書に書いてあったにもかかわらず、県教育委員会側を最後はスルーしてしまう。実際、博物館側は1人の担当者でこれをやっていたので、事務が回らなかったとのことで、調査が貫徹できなかったのが平成26年から平成27年度にかけての状況でございます。

○**斉藤信委員** だから、県教育委員会がかかわって、それは専門家の意見を聴取したとか、つまびらかに経緯を明らかにしてください、つまびらかに。だから、それは完全な県教育委員会の初動の失敗でしょう。結局、重要文化財までやられていたのですよ。こうすると完全にこれは法律に違反してくるわけですよ、重要文化財まで了解を得ずに切り取られたとなると、完全に違法行為になってしまうわけです。だから、どのぐらい被害があったのか、このことを調べるのが、いわば法律に違反するかどうかにもかかわる大きな問題だった。それをやらないで、わずか2件の一般的なサンプル云々になってしまったから、あなた方は結果的には隠蔽することになったと。そういうことになりませんか。この初動の失敗は極めて大きかったのではないですか。

○**佐藤教育長** 平成26年度にこの事案が発覚して、平成26年度、平成27年度と当時の調査が行われました。その調査の進め方については、先ほど次長から説明したとおりでございます。その後、昨年6月に一部報道によりまして、それ以外の事案もあるのではないかとの指摘があり、今回県教育委員会において、調査チームを設置し、また外部の専門家の方々に、アドバイザー5名に就任していただいて調査を進めてきたところでございます。

そして、昨年12月には重要文化財のうちの平泉町で発掘された文化財について調査を進め、そして他の北海道等の4道県の遺跡からの重要文化財についても該当するとのことで、引き続き教育委員会においてしっかり調査をして、その結果を公表しなければならないと進めてきたところでございます。

結果として、私どもも、それから県文化振興事業団におきましても、当時の調査について、もっとしっかりやっておかなければならなかったものと認めざるを得ない。それを踏まえて、今般教育委員会が組織を挙げて、しかも外部のアドバイザーもお願いしながら徹底した調査を進めてきた結果で、御報告させていただいているところでございます。

○**斉藤信委員** 私は今報告を聞いて、あまりに報告がずさんだから、県教育委員会の責任が全く不問に付されているから指摘しているのです。あなた方が県教育委員会の責任も含めて真摯にきょう報告されるのだったら、私はこのようなことを聞きませんよ。みんな県文化振興事業団の問題だったという報告ではないですか。これは最初の事故報告書の中身とも違いますよと、最初の事故報告書は他の文化財にも不適切な行為があったかどうかは

順次検証して、確認でき次第報告するとなっていた。それを県教育委員会は求めなかった、やらなかった、ここが問題だったでしょうと私は言っているのです。

それで、新聞報道で少し問題があると思ったので、私はお聞きしますけれども、実はこの本人は過大に切除した部分は樹脂で埋めることを隠蔽行為と認める内容の始末書を作成していたと、こういう始末書はあったのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 今御指摘いただいた始末書についてでございますが、平成27年3月31日でございますが、事故報告書が提出された際に添付されております。

○斉藤信委員 今私が指摘した新聞報道の中身ですか、隠蔽はあったと、認めていたと、本人が。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 一部は認めていたのですが、我々が精読した印象では、全てあからさまにこういうてんまつでしたとはならない印象でした。その後、今回調査をいたしましたところ、最初はやはり同じような中身で、全てを認めるということではなかったのですが、いろいろ調査結果等を示しながら、最終的には認めるに至った経緯があります。

○斉藤信委員 いずれにしても、そういう始末書はあったと。やっぱりこれは悪質性が疑われた、その時点で。

もう一つは、この時点で結局、県教育委員会が文書訓告という軽い内部処分で済ませるように通知を出していた。私はここもまた県教育委員会のミスリードだったと思いますよ。過ちだったと思いますけれども、そのとおりですか。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 先ほど委員から県外の調査機関の状況もつまびらかにしなさいとのお話でしたが、それも含めて御説明したいと思います。県外の専門機関が、当時の教育委員会からの指示を受けて調査したわけですが、その結果、保存処理については、基本非破壊が原則である。それから二つ目、非破壊で明らかにできない場合は、委託者に相談した上で、了承されればサンプル採取は可能である。そして、委託者に無断で実施することは、ここは倫理上不適切な行為と言えることでありまして、ここで倫理上の不適切な行為と捉えて、法令違反ではないとの整理がこの時点でなされたのであります。先ほどの通知が、県教育委員会から文書訓告が出て通知されたのは、これは派遣職員でありますので、事故報告が上がってきた際、県教育委員会でこれが、いわゆる戒告以上の懲戒になれば県教育委員会自らが処分します。これが訓告以下ですと、これは契約で決めているのですが、基本的には派遣先での措置として、いわゆる服務上の措置として処分することになっておりまして、当時教職員課で、事故報告に基づき処分の量定を検討し、これは文書訓告が適当であると県文化振興事業団に通知したものが委員がおっしゃる通知でございます。

○斉藤信委員 結局、この軽い処分もまともに調査しなかった結果なのだよ、二重の誤りなのですね。重要文化財までサンプル調査されていたとなれば、これは事態は全然違っていた。それをしないで、させないで、軽い処分にとどまると、私はそういう意味で二

重のミスだと思いますよ。

そこで、先ほどの説明の最後の処分のところですけども、職務に直接関連する法令違反、文化財保護法等の経歴を過去に有することが発覚したと、これはどういうことですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 先ほど御説明申し上げたとおり、平泉の遺跡で花瓶と火舎、この2点については、平成24年ですか、無断切り取り行為を行ったことが確認されましたので、それは文化財保護法違反となります。そのことを指しているものでございます。

○柳村一委員長 御発言の途中ではありますが、斉藤委員に申し上げます。ほかの委員の発言の機会を確保するためにも御発言はまとめてかつ簡潔に願います。

○斉藤信委員 では、まとめて発言します。過去に有することが今回の調査で明らかになったと、こういう意味ですね。それで、処分が解雇なのです。何で懲戒免職にならないのですか、単なる解雇では済まないのではないのですか。

もう一つは、今回の調査で県は800万円の予算案を計上しました。800万円で間に合うかどうかもお聞きしたいけれども、さらに来年度まで調査しなくてはならない。大変な県民の税金がかかるわけです。皆さんが見過ぎて、定年退職されて退職金ももらって、県文化振興事業団に復職されたと思うけれども、こうした文化財保護法違反、そして財政的にも大きな損害を県に与えているわけですから、それなりの対応が求められるのではないかと。

そして、最後にお聞きしますけれども、6,000件と言われているわけですよ、全体像は。今は重要文化財という一番大事なところの調査、これもまだ全てではないですよ。だから、今後の調査の方向、重要文化財の調査はいつまでに終わって、6,000件と言われるものについてはどうするのか、この点についてお聞きをしたい。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 私から、処分について、今後のことについて、また、損害が発生していることに関して御説明申し上げます。

この職員は、平泉事案について切り取り行為を行ったのは県職員時代で、2年前に県を退職し、県文化振興事業団の職員になっております。今般その県職員時代に行った行為がもとで県文化振興事業団を信用失墜に至らしめているのでありまして、県文化振興事業団としては、まさに県職員時代の非違行為でありますので、直接県文化振興事業団がそのことを理由に懲戒をすることは法的に厳しいと、これは顧問弁護士とも県文化振興事業団が相談した上でのございます。したがって、現在は県文化振興事業団の職員でありますので、普通解雇もありますが、解雇であれば可能であり、12月16日の中間報告が明らかになったことを受け、今申し上げた点について、弁護士と相談の上、2月中旬に戒告予告し、3月16日付で解雇になった次第であります。

それから、損害が発生していることについて何らかの対応はとのことですが、この調査はまだまだ続きますので、本人には調査協力を依頼し、これにしっかり応ずる話をいただいていますので、まずはしっかり調査に当たっていただくと。それから、これも

法的なハードルはあろうかと思うのですが、県費を投入しておりますので、この辺の何か本人負担がなくてよろしいのかという議論は聞こえてまいりますので、法的な部分も含めて検討してまいりたいと考えております。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 調査費用のことです。今年度の調査費用について、実績額は約740万円程度となっております。来年度でございますが、同額程度を見込んで予算要求したところでございます。

それから、今後の調査の方向性でございますが、先ほど申し上げましたが、八戸市の丹後平古墳群は既に撮影データもそろっておりますので、あとは必要な調査、もう少し聞き取り等を行って、アドバイザー会議の評価を待つこと、それからもう一つの福井県につきましては、向こう様の御事情もあるのですが、これも来年度早々着手したいと考えておまして、夏頃までには重要文化財については終わらせたいと考えております。その後、直ちに一般文化財にも着手いたしまして、これにつきましては所有者に対して、それぞれの文化財の状況について、私どもが持ち得る情報をきちっと丁寧に御説明した上で、どういう調査方法にするかの協議をさせていただいて進めてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 1点確認をさせてください。先ほど齊藤委員から今回の行為は文化財保護法に対する違法行為であるような御発言がありました。文化財保護法においては、毀損などを認めた場合は速やかに文化庁に報告する内容になっておまして、この職員は本当に違法行為を犯しているという御認識なのか、その点の確認をさせていただきたいと思えます。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 今回は重要文化財指定の文化財が対象となるわけですが、これは文化財保護法195条で規定されております重要文化財を損壊した者は5年以下の懲役もしくは禁固、または100万円以下の罰金になります。これは該当いたしますが、時効がございまして、時効は5年とされております。

先ほど申し上げたとおり、無断切り取りをしたと思われるのは平成24年で、大変残念ですが、既に時効が成立していると判断されるものであります。しかしながら、県文化振興事業団が経歴を持つと表現したのは、そういう意味からだと思っております。

○千葉絢子委員 そうしますと時効が成立しておまして、その件に関しては刑事告訴のようなものは現時点ではされていないので、それを違法行為という前提に立って、その職員に対して処分を検討することはできないとの御認識でよろしいでしょうか。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 今課長からお話がありまして、文化財保護法に違反するので、同法の33条によりまして、まず文化庁に対して12月16日付で、毀損届けを出しました。この際、文化庁からも警察に相談してくださいと。もう既に相談はしてありまして、今課長から申し上げた文化財保護法上の取り扱いについては、警察からの情報によって我々もそうであろうということで、文化庁もそういう認識でおります。私が先ほど申し上げたのは、そのこととは別に、県をもう既に退職した人間ですので、その人間を処分することは現時点ではもうできませんので、調査に協力させるということです。処分以外

に本人に半ばある程度責任を取っていただく方法はないかについて、今内部で検討しており、弁護士とも相談していますことを申し上げた次第です。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、次に県教育委員会における新型コロナウイルス感染症への対応状況について発言を許します。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 それでは、県教育委員会における新型コロナウイルス感染症への対応状況について御説明いたします。資料は、お手元の文教委員会資料、県教育委員会における新型コロナウイルス感染症への対応状況についてをごらんいただきたいと思えます。

前回の3月2日の文教委員会におきまして御説明申し上げた内容から変更となった部分に下線を引いておりますので、下線部分を中心に御説明申し上げます。

まず、1の県立学校の対応状況についてです。(3)の卒業式についてであります。県立学校の卒業式については、3月1日から20日までにすべての学校で実施または実施予定としております。

(4)の高校入試の学力検査についてですが、3月6日に予定どおり実施し、新型コロナウイルス感染が疑われて追検査となった生徒はいなかったところです。

(5)の終業式、離任式についてですが、3月9日の専門家会議の見解等を踏まえまして、県立高等学校に対し終業式及び離任式については中止とするよう3月13日付で通知しており、特別支援学校についても原則実施しないこととしております。

(6)の学校の校庭や体育館の開放についてですが、県立高等学校に対し、部活動は引き続き禁止ですが、健康保持の観点から感染拡大防止策を講じた上で学校の校庭や体育館を開放して生徒が利用することを可とするよう3月13日付で通知しております。

次に、2の市町村教育委員会の対応状況についてです。(1)の臨時休業の措置等についてですが、3月2日から順次全ての小中学校で臨時休業を実施しております。

(2)の卒業式についてですが、全ての小中学校で実施または実施予定としております。

裏面、2ページをごらん願います。(3)の修了式、離任式についてですが、表にありますとおり、各学校において対応が分かれている状況にあります。

次に、3の臨時休業中の児童生徒の受け入れ状況についてです。(1)の放課後児童クラブについてですが、3月10日時点で県内全放課後児童クラブが開所しております。また、教職員の支援状況ですが、11市町村で教職員が放課後児童クラブの支援を行っております。

(2)の放課後子供教室についてですが、3月17日時点で奥州市、普代村、一戸町の3市町、8教室で実施されております。

(3)の放課後デイサービスについてですが、3月10日時点で在籍している1,518人のうち656人が登録して利用しております。

4の社会教育施設等の対応状況についてです。(1)の県立青少年の家についてですが、

3月3日から3月31日まで利用者の受け入れを休止しております。

(2)の県立図書館についてですが、3月の主催イベントは中止または延期とし、感染拡大防止策を講じた上で開館を継続しております。

(3)の県立博物館、美術館についてですが、3月の主催イベントは中止とし、感染拡大防止策を講じた上で企画展も含めて開館を継続しております。

最後に、5の今後の対応についてです。(1)の入学式、始業式等についてですが、文部科学省は3月17日付通知で、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、3月19日頃を目途に示される内容を踏まえ、今後の留意点等についてお示しするとしておりますので、文部科学省の考え方等を踏まえ、各市町村教育委員会とも情報共有を図りながら対応を検討していくこととしております。

(2)の中学校の修学旅行についてですが、4月から6月に実施する予定の学校については、県立、市町村立ともほとんどの学校が延期を決定しております。

(3)の臨時休業に伴う学校給食休止への対応についてですが、国の第2弾緊急対応策により、学校給食費を返還する費用について補助する方針が示されたことから、市町村教育委員会に通知するとともに、その対応について現在調整しているところです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○千葉秀幸委員 私から1点だけ確認させていただきます。

まず学校の校庭、体育館の開放についてで、部活動は引き続き禁止とするが、健康保持の観点から学校長の判断により、学校の校庭や体育館を開放して生徒が利用することを可とする。すごく曖昧な解釈とも取れるのですが、具体的にはどういったことでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 児童生徒が運動不足の解消など、それから運動不足によるストレスの解消といったことを目的として、学校の体育館、グラウンドを学校長が判断し、学校管理のもと一堂に集まらないですとか、それから体育館の出入口とか、使う場所の環境衛生に十分配慮した上で施設利用をさせて、運動不足解消を目的として運動させるといったことでございます。

○千葉秀幸委員 各学校で部活動の禁止とのことで、生徒たちもいろんなストレスがたまってきております。学校長の判断になると思うのですが、子供たちがスポーツ、例えば野球部に入っていると仮定したら、自分たちで自主的にキャッチボールすることは、果たしてどうなのかと、非常に難しい、さまざまな解釈ができるだろうとつくづく感じたところです。

あと1点だけです。文部科学省で新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、3月19日頃をめぐりにこれまでの対策について判断が示される予定であり、その内容を踏まえ、新年度を迎えるに当たっての留意点を含め、今後の留意点等についてお示しをするとしておりますけれども、本県において引き続き感染者が出なかった場合、ただ全国的にはまだ終息していないので、もしかしたらこの自粛が延びる可能性があると思っております。

そうした場合においても、自粛要請が延びても本県でも足並みをそろえていくのか、もしくは本県では感染者が出ていないので、独自の指示を出していくのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○**小久保学校教育課総括課長** 御指摘の文部科学省の通知の内容を踏まえた県の対応についての御指摘でございます。

そもそも臨時休業が始まったときの経緯が専門家会議における見解、それから首相及び文部科学省通知を踏まえたものだったとのことでありますけれども、そこから今3週間ぐらい経過するわけですけれども、主観的な状況が変わっているわけではないと捉えております。したがって、この状況の変化がなければ、直ちに独自の対応をとる判断はすぐには難しいかと思えます。

ただ一方で、いずれにしても専門家会議において示される判断ですとか、それを踏まえて文部科学省から示される留意点がございまして。報道なり大臣の発言によれば、状況に応じて場合分けをした方針を示す報道もされておりますけれども、そういった状況をしっかり見きわめながら、県としてどのように対応するべきかを検討したいと思います。

○**千葉秀幸委員** 各市町村等の指示に任せていることもあるので、ぜひとも本県ならではの対応というか、今岩手では感染者が出ていないのを踏まえた上での対策というか周知、指示を出していただきたいと思っております。

○**城内よしひこ委員** 私は何点かお伺いさせていただきたいと思っております。

裏面の臨時休業中の放課後児童クラブとか放課後子供教室、これ今まで利用していかなかったけれども、利用したいという子供たちがすべからく利用できる状況になっているのか、その対応についてお伺いしたいと思います。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 放課後子供教室についてでよろしゅうございますか。県内におきましては、放課後子供教室を開催しているところは非常に限られているのですが、そもそも放課後子供教室は希望する児童は全て受け入れると。放課後児童クラブは登録であるとか一定の負担が必要になりますが、その辺が違うものでございまして、放課後子供教室においては希望する子供たちを全て受け入れるのが原則になっております。

○**城内よしひこ委員** 今回の事案に対応して、急にニーズがふえてはいないのか。これまでは利用していなかったが、放課後児童クラブは有料ではあっても利用させてもらわなければ仕事に行けないという家族の事情があるわけです。そういったことの調査をされていないのかお伺いしたいと思います。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 基本的に国の依頼では、放課後児童クラブはぜひ開いてくれと、必要に応じて放課後子供教室も柔軟に対応してくれとと、その結果として、本県においては3市町が開いている状況だと理解しております。

放課後子供教室の利用人数でございますが、きのう時点で奥州市の場合は1教室当たり約7人、普代村は10人、それから一戸町は5教室あるのですが、1教室当たり4.3人と伺っております。通常の年間の状況と比較しますと、それほど大きくふえているとは捉えてお

りません。放課後児童クラブについても、それぞれ400ありますので、さまざまですが、通常よりも少ない市町村も結構あると聞いております。

○**城内よしひこ委員** その数字も引き続き調査をして、もし要望があるならば、適切な対応をとっていただきたいと思います。

そして、次のところ、4番の社会教育施設のところですけれども、先ほど説明ありました。これらの施設は指定管理者が管理していますよね。休止をしていた際の収入の減少に伴う対応は、県ではどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 県立青少年の家につきましては、北海道や東京都からの予約、宿泊を伴う利用予定者がある等々の状況からいたしまして、当初、3月3日から今月いっぱい休止の措置をとったものでございます。施設の減収、いわゆる使用料収入の減等についてでございますが、昨年度の3月、同時期の実績と比較いたしまして、まず県立青少年の家の使用料収入、これは県の収入となりますが、減収は約62万円程度と聞いております。それから、指定管理者のお話でございましたので、県立県北青少年の家にはスケート場がございまして、その利用料金は指定管理者の収入になっておりますが、過去の実績から試算しますと52万円程度の減収を見込んでいますものでございます。また加えまして、そのスケート場ではシーズン券のお買い求めの方であるとか、回数券をお買い求めの方がいらっしゃるわけで、それは今年度は使えないところでございまして、それに対して一定のルールのもとに返還することを見込んでおりまして、その返還額は6万円程度でございます。

加えまして県立博物館、県立美術館の使用料収入は県の収入減となるのですが、県立博物館の場合は、通常の前月比実績の6割程度、49万円程度の減収を見込んでおります。県立美術館でございますが、例年の半分程度、51万円程度の減収を見込んでおります。

○**城内よしひこ委員** わかりました。指定管理者の減収に対してぜひ一定の配慮をお願いします。

次に移ります。中学校の修学旅行であります。これが延期になっていますが、東日本大震災津波で被災したときに小学校に入った子供たちが9年たって中学校を卒業することになりました。そういう巡り合わせの子供たちがいるわけでありましてけれども、そういった子供たちに対する一定の配慮が必要だと私は思っています。中学生だった子供たちが今度高校に入るのだと思うのですが、心のケアも含めて、支援の継続を行っていく考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

○**橋場生徒指導課長** 子供もたちへの心のサポートについてお答えをさせていただきます。

県の教育委員会ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しており、来年度についても今年度並み、小学校については特にも今年度の配置率を上げる方向で調整しております。現在、長期休業中の扱いになっておりますが、一義的には担任の先生方が相談に乗り、専門家へつなぐ必要がある場合は、各学校に配置しているスクールカウンセラー等に至急つなぎながら子供たち一人一人の状況に寄り添ってまいりたいと考

えております。

○**城内よしひこ委員** これからの岩手県を担う子供たちであります。これまでの皆さんの御支援に感謝申し上げますところではありますけれども、巡り合わせでこういうタイミングの子供たちもいるわけでありますので、そういった子供たちにはより一層の配慮を私は求めたいと思っていますし、しっかりと真っすぐに伸びてもらえるように皆さんとしっかりと注視をしていきたいと思っておりますし、皆さんのお力に期待をするところでもあります。

○**千葉盛委員** 学校の休校について、先ほども文部科学省云々とありましたけれども、そもそも休校にする前から岩手県では感染者が出ていないですし、今も出ていません。学校が休校しても保育所、学童クラブは開いていました。そうした中で、今のところ、4月以降、入学式、始業式の中止の話も聞いていませんけれども、このままの状況でいけば、学校は4月から通常どおり再開するという考え方でよろしいのかお伺いします。

○**小久保学校教育課総括課長** 先ほど千葉秀幸委員にも御答弁申し上げましたが、今般の臨時休業措置についてはさまざまな見解を踏まえ、文部科学省の事務次官の通知を踏まえて、春季休業までの間、学校を臨時休業とするものでした。本県としては、児童生徒の健康安全を第一に、感染リスクを最小限にする観点から、柔軟な対応を取りつつ休業に入ったものであります。そして、現時点では臨時休業を終わり、春季休業に入っている学校もあれば、そうでない学校もあるわけですが、いずれにせよ新年度も含めた今後の対応については、この3月19日をめどに示されると言われている政府の専門家会議の判断、それを踏まえた文部科学省からの通知を踏まえつつ、当然ながら本県の状況も考慮に入れて検討したいと考えております。

○**千葉盛委員** わかりました。県の教育委員会は、あくまで文部科学省の判断に従い、自分たちとしてこうやっていくということはないのですね。全国的には、まず市町村で判断しているところもありますし、県内でも市として再開はしていませんけれども、いろいろな判断をしているところもありますがいかがでしょうか。もう一度お伺いします。

○**小久保学校教育課総括課長** 状況として、臨時休業に入ったときから好転しているのであれば大分考え方も変わってくると思います。また、状況として変わっていない中においてもさまざまな知見が示される中で、さまざまな選択肢について議論としてあっていいと、あり得ると思います。今の時点で、本県に感染者が出ていないことは確かでございますけれども、人の移動は大変大きいわけでございます。全国においても感染者が出ていない県は1桁だと思いますけれども、そういったさまざまなリスクも踏まえ、それから当然ながら学校の教育機関としての意義もちゃんと考えて、これからといいますか、不断に考えていきたいと思っておりますが、現時点で県独自にどうするといった判断まではちょっと難しいかと思っております。ただ、今後さまざまな要素が示されると思いますので、そこはしっかりと検討していきたいと思っております。

○**千葉盛委員** わかりました。あす以降国からいろいろ示されると思いますけれども、独自の考え方をもちながら、そこに合わせていってほしいと思います。県内のある市の教育

委員会は、校長の判断でという言い方をされていますけれども、各市町村のばらばらな判断はないと思いますので、どのようにしていきましようかと県内でわかりやすいようにしっかりルールづくりをしていってほしいと思いますし、私は4月からは早めに通常どおり再開しますよと示してほしいと思います。

それで、今、学校は休業中だと。そして、春休みに入っていくということと、何に違いがあるのかちょっとわからないのですけれども、今、学童クラブに教職員が手伝いに来ているところがありますし、学校を開放してあげているところもあります。そういったことを、休業中と春休みの状態で同じようにやっていくものなのか、その辺をお伺いいたします。

○小久保学校教育課総括課長 臨時休業と春季休業との区別でございます。本来であるという言い方がいいかわかりませんが、放課後児童クラブは、学校に子供たちが通っていることを前提に今までは開いていたわけですが、それが学校が臨時休業になったために柔軟に受け入れたり、さまざまな措置が講じられているものであります。

春季休業に入ることは、ある意味もともとの春休みの状況にはなりますが、そこは今までの状況との接続性も考えながら、各市町村において柔軟に対応がなされると思います。ただ、あくまでも春季休業は春季休業ですので、もともとの春季休業時の対応が前提となると理解しています。文部科学省からきのう示された通知においても、例えば教員の服務について触れられていたわけでありまして、教員は通常の業務体制になると考えられるけれども、さまざま適切に対応してほしいといったことも示されております。

ただ一方で、子供たちの日常生活においては、感染拡大防止策を講ずるとかは当然変わりありませんので、そこは引き続き各市町村の状況を見ながら適切な指導をしていきたいと考えます。

○千葉盛委員 あくまで市町村でやっていくとのことで、わかりました。とりあえず急な学校の休校から始まって、春休みに入っていくわけですから、先ほども出ましたけれども、さまざまなケアが必要な子供たちも出てくる可能性が多いにありますので、適切な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほども文化スポーツ部でも言ったのですけれども、今、スポーツ少年団、部活動がでない状況にあります。学校施設がほぼ開放されておられません。運動不足等が懸念されるのですけれども、私は3月中はしようがないとは思ったのですが、休業ではなく春休みとなった場合は、どう対応されていくのかお伺いいたします。

○清川保健体育課総括課長 中高生の部活動、それからスポーツ少年団の活動といったところも含めまして、先ほども御答弁させていただきましたが、運動不足を少しでも解消する、それから健康保持増進を図るところで、春休み以降状況にもよるかと思いますが、学校の施設借用、それからグラウンド、体育館等の利用も含めまして、安全のもと、適切に運動する場所が確保されるように進めてまいりたいと考えております。

○千葉盛委員 高校生が個別に使うことはいいよと、部活動はだめだよと。私は、指導者

とか関係者の方々がいたほうがより安全にスポーツ、運動ができるのではないかと思うのですけれども、今はもう卒業式を行ったり、いろいろなことで学校に結局集まっています。学童保育も行いながら、学校を開放しているところもあります。何が違うのか私にはわからないのですけれども、高校生を子供と呼ぶかどうかは別として、中学生も含め、かえって部活動を行っているほうが安全なのではないかと思うのですけれども、その辺お伺いいたします。

○清川保健体育課総括課長 委員御指摘のとおり、部活動の意義、それから活動させたいという気持ちもございしますが、この状況は感染していない本県においても、何よりも生徒の安全安心を第一に考え、感染リスクを抑えることを最優先にしなければならない状況を踏まえ、現在のところは部活動を禁止、自粛してくれるように要請しているところでございます。その趣旨を理解した上で適切な活動、運動の機会が進められる進めてまいりたいと思っております。

○千葉盛委員 今回、教育の機会は結果的にかなり奪われてしまいましたので、岩手県の場合は学校を再開しないで春休みに入っていくのであれば、来年度以降恐らく夏休み、冬休みにいろんな調整を入れて、教育の機会をつくっていかねばいけないと思うのですけれども、その辺今のお考えがあればお聞きして終わりたいと思います。

○小久保学校教育課総括課長 委員も御指摘のとおり、まさに本来授業、教育活動が行われるはずであった日がなくなってしまったことは、私としても大変残念に思っております。臨時休業を行ったことで、授業時数が本来予定されたものより下回ってしまったわけですので、新年度どうなるかはまだ確定的に申し上げられませんが、新年度にそういった授業を補充していく必要があると考えています。委員御指摘の学期の設定につきましては、それぞれ教育委員会で示しますので、例えば小中学校であれば市町村教育委員会がその教育委員会の規則で学期を定めます。そういったところを柔軟に対応することは、現行でもできますので、そういった助言もしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 私は、全国一律の学校の休校要請は、今各地で混乱と不安を広げていて、その最大の犠牲者は子供たちだと、こう思います。

そこで、改めて安倍首相が全国一律の学校の休校措置を要請した、専門家に相談しなかったことは、科学的根拠がなかった、このことは認めますか。

○小久保学校教育課総括課長 2月27日の首相の発言の関係ですけれども、2月24日の専門家会議において、まず考え方が示されていたと。その中では、学校の臨時休業については適切に行うことといった内容があったわけでありまして。全校一斉休業という発言については、そういったものも踏まえて国が判断をしたものと思っております。

○斉藤信委員 2月24日に専門家会議が開かれた。そこでは全国一律の休校は議論もされていないし、提案もされていない。ある意味、専門家の人たちはそういう必要を認めていなかった。2月25日の政府の基本方針にも入っていないのですよ。基本方針にも入っていないものを27日の夜突然打ち出した。文部科学省と協議したのは、その日ですよ、当日。

文部科学省は準備していないからできないと言ったのですよ。厚生労働省も当日です、協議されたのは。文部科学省はできないと言っていたのを無理やり安倍首相が宣言をしてしまったことは事実です。認めますか。

○小久保学校教育課総括課長 国の動向については、私も把握できるところと把握できないところがございますが、報道等さまざまなものを参考にする中で、政府内の調整が今までとは違った形で行われていたのかと推察いたします。

○斉藤信委員 科学的根拠に基づかないのに、全国一律の休校を要請するという異常なことが行われたのです。

そこで、私はもう一つ確認をしたい。要請したけれども、安倍首相には法的権限はなかった。学校の休校措置は設置者の判断、これが法律ですね。だから、強制はできない。それぞれの、例えば県立学校の設置者である県教育委員会や、小中学校の設置者である市町村教育委員会が授業を続けることにすれば、これを認めざるを得ない。国会でもそれは認めます。安倍首相は法的に権限のない、そういう要請をしたことは認めますか。

○小久保学校教育課総括課長 委員の御指摘がありましたとおり、学校の臨時休業は、学校保健安全法第20条に基づいて、学校の設置者が行うことができますので、その権限は一義的には設置者にあるとの理解であります。

○斉藤信委員 科学的根拠もなく、法的根拠もないのに、全国一律に休校要請がなされた。これが各地で混乱を招いている最大の原因です。そして、その最大の犠牲者は子供たちなのです。何よりも学習する権利が奪われました。

もう一つは、自宅に待機しなさいと行動が規制されて、子供たちの人権が奪われました。今子供たちはどうなっているかという、自宅で何をやるのでもなく、ただ閉じ込められているのが実態ですよ。前にここで議論したときに、教育長は子供たちの安全を何よりも優先して考えましたと言いました。しかし、学校を休校して、子供たちの面倒はどこで見るのか。自宅で見ると、もう一つは学童保育、特別支援学校の場合には放課後デイサービスです。学童保育、この実態をあなた方は把握していますか。41人以上の学童保育が400カ所のうち何個あるかわかっていますか。わからないならわからないでいいのだよ。

○小久保学校教育課総括課長 申しわけありません、学童保育の受け入れ人数の詳細については把握しておりません。

○斉藤信委員 文部科学省の通知にも子供の居場所を確保して対応しなさいとなっているのです、本当は。いいですか。学童保育は開けていた。県内400カ所あるけれども、400カ所のうち143カ所は41人以上登録されている学童保育です。100人以上の学童保育は7カ所、200人を超えているところもあります。今学校は35人学級ですから、基本的にはほぼ20人学級程度になっているのです。学校の教室は20人学級だけれども、学校より狭い学童保育に40人、50人、60人、こういうことで子供たちの安全は守られますか。私は常識的にもっと危険なのではないかと、学童保育のほうが。学校のほうが安全だと思うのが当たり前だと思うけれども、いかがですか。

○**小久保学校教育課総括課長** 学校の臨時休業については、繰り返して恐縮ですが、学校が一カ所に大人数いる場であることから子供たちの健康安全、それから感染リスクを下げるとのことでとられた措置と理解しております。そのことによって、さまざま子供たちの居場所に制約が生じていることは本当にそのとおりであると思います。実際に子供たちを放課後児童クラブであったり、家であったり、場合によっては学校で受け入れをしているところもあります。さまざまな場所で子供たちが過ごしていると思うのですが、少なくとも放課後児童クラブにおいては、感染防止の策を適切に講じていると理解しております。

○**斉藤信委員** 常識的に考えてほしいのですよ。広い教室に平均すれば20人程度で、今学校も小規模になっているのです。大規模な学校も一部あるけれども、圧倒的に小規模です。そういう20人規模の学校で先生が面倒見ると、狭いところに40人も50人も受け入れるところで見るとどちらが安全か。今実際どうなっているかといいますと、放課後児童クラブの登録児童の半分ぐらいしか行っていません。なぜかというと、放課後児童クラブが危ないと感じているからです。学校が休校になっていて、もっと濃密な学童保育に行くことは心配だと、こう思っているのです、現実問題として。だから、登録児童の大体半分ぐらいです。だから、私は子供の安全を考えるのだったらそういうことを冷静に考えていただきたい、岩手県は少人数学級をやっているのだから。

もっと深刻なのは特別支援学校です。特別支援学校については、まさに子供たちの居場所を確認してやりなさいと。私は前にも確認したのかと聞いて、その場では回答が出てこなかった。その後、特別支援学校の子供たちは今どのように過ごしていますか。

○**高橋特別支援教育課長** 特別支援学校の子供たちの居場所についてですけれども、主に四つありまして、まず一つは親戚や知人宅等を含む家族。二つ目、放課後等デイサービス事業所等。三つ目、学校における対応。四つ目、その他入所施設等になっております。3月10日の時点で在籍者が1,518名おりますけれども、居場所は確保されていると伺っております。

○**斉藤信委員** もっと真面目に答えてください。それぞれ何人になっていきますか、あなた方の把握は。

○**高橋特別支援教育課長** 先ほどの順番でお話ししたいと思います。家庭、親戚、知人宅等を含むものは748人。二つ目、放課後等デイサービス事業所等を利用している登録者数ですけれども656人、学校における対応29人、その他入所施設入院等が85名となっております。

○**斉藤信委員** 実に家庭で見ているのが49.2%です。だから、ほぼ半分は家庭で見ているのです。これが安全ですか。今家庭、保護者には大変な負担になっていると思います。今特別支援学校の在籍人数は1,518人です。特別支援学校の教職員は1,500人を超えていますよね。そうすると、教職員の数で見れば、この中には看護師が入っていて、1対1なのです。1クラス1桁台です。看護師がいて先生がいて、1対1の体制で特別支援学校で見ると家庭で見るとどちらが安全ですか。私は特別支援学校こそ休校なんかしないで、授業を継続するべきだったのではないかと。多大な負担を家族にも子供にも押しつけている

のではないかと思いますけれども、どう思いますか。

○高橋特別支援教育課長 委員御指摘のとおり、特別支援学校の状況が非常に恵まれた環境であったことは認めたいと思いますが、感染防止から考えますと、やはりこの状況では、臨時休業するのがよろしいとのことで、今回県立学校に通知いたしました。各学校、各支援学校においては保護者からの相談等に丁寧に対応すること、それから児童生徒の健康状態を把握すること、生活状況についても同じく把握に努め、あわせて放課後等デイサービス事業所等と情報共有を行って支援を進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 だから、私は最初に前提問題を聞いたのですよ、科学的根拠がないのです。今回の休校措置には科学的根拠がないのです。専門家会議で提起されたわけでもない、専門家の人たちは、そんなことは必要ないと言っているのです。そういうエビデンスはないとWHOが言っているのです、一律に。ところが、法的権限もないのだけれども、あなた方は根拠のない安倍首相の要請を真に受けて、思考停止になって対応しているのです。子供の安全を犠牲にして、子供の学習権を犠牲にしてあなた方は思考停止して対応しているのだと思います。

全国の状況について、臨時休業をやっていないところはどのぐらいですか。これは最近文部科学省が明らかにしましたが、県立、市町村立別で示してください。

○小久保学校教育課総括課長 御指摘の臨時休業の実施状況でありますけれども、文部科学省がきのう発表した資料によれば、全国の小中学校、高校等において、臨時休業を今まで取ったのだけれども、延長はしないとした学校が1,355校ありまして、もともと臨時休業していない学校347校と合わせて、16日時点で1,702校、全体の5%あるとされております。

○斉藤信委員 県立は。

○小久保学校教育課総括課長 すみません、今のは小中高を含んでいますので、その区別についてはちょっとお待ちください。

○斉藤信委員 いいです。私が文部科学省のホームページから取ったのが3月4日時点の集計で、都道府県立学校は2県83校。埼玉県、特別支援学校36校、島根県、高等学校35校、特別支援学校12校で、なぜこのような自主的な判断が岩手県はできないのか。子供の安全を本気に真剣に考えていただきたい。私はそういう意味で、まだまだ思考停止の状況に陥っているのではないかと思います。

その一つが先ほど説明があった終業式、離任式は中止です。何で終業式、離任式を中止しなければだめなのですか。裏面では、小学校では実施する、修了式165校、53.2%。中学校、修了式99校、63.0%ですよ、小学校、中学校は行くと。県教育委員会と市町村教育委員会とでかなりずれが出てしまった。もっと自主的な判断して、今学校に子供たちを受け入れて子供たちの学習権、人権を最大限保障すると。

新型コロナウイルス感染症はおさまっていません。しかし、爆発的な感染は押しとどめていると。一方で、これは蔓延状態だとも言われています。蔓延状態であることは、中長期でこれに対応しなくてはならないことなのです。今思考停止して休校していたら休校措

置をやめられませんよ。本来法律にあるように、それぞれの設置者が休校が必要かどうかを自主的に判断すべきなのです。私は、そういう判断を県教育委員会は今しっかりやるべきだと思うけれども、教育長どうですか。

○佐藤教育長 安倍首相から一斉休業についての表明があって、翌2月28日に文部事務次官通知が出された。それに基づいて、短時間の中で判断せざるを得なかったところもございますが、その中で前回の当委員会においても、私は御指摘のあった放課後児童クラブが過密と言っていいのか、そういう実態であることも理解しておりました。2月27日の夜の第1報が入ってきた時点で、学校が一斉休業で、片や放課後児童クラブが開けるという内容にちょっと違和感も感じたところでした。

しかし、そういった実態もある中で、現実には即して対応しなければならないので、学校での教室あるいは図書室、体育館での受け入れについて柔軟に対処可能なこともすぐ通知させていただきましたし、私は決して思考停止していたわけではなくて、実際、学校現場の教職員は本当に苦勞しながら、現実には即しながらいろいろと対応してくれているのが実態でございます。全国の状況について、先ほど実数を挙げながら御指摘いただきましたけれども、全国の99%の学校は一斉休業に入っているわけでございます。

また、科学的な知見等については、私どももその情報、それから専門的な知見も十分に持ち合わせていない中での判断になりますので、そういった意味でも今般全国知事会からも文部科学大臣宛てにきょう要望を出させていただきましたし、全国教育長協議会からも文部科学大臣に、学校における感染リスクについての評価を行った上で新学期における始業等の見通しについて、科学的なエビデンスに基づく判断基準や方法等を早急に示すことと申し入れを行ったところでございます。それ以外にも事細かに学校現場の状況に基づいた要望活動を行っているところでございます。

○齊藤信委員 自宅待機の実態をちょっと紹介すると、これは盛岡市教育委員会の保護者への通知ですか、チラシなのですけども、こう書いています。新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業であるという趣旨を御家庭でも十分御理解の上、外出はせず、基本的に自宅で過ごさせてください。なお、保護者の御都合により自宅以外の場所で過ごさせる場合は、友人宅以外の保護者が認めた場所で過ごすことにします。だから、友達のところにも行ってもいけない。驚くべきことに外出するときは保護者が一緒に行かなくてはならない。用があって外出する際は、基本的に保護者もしくは保護者が認めた大人が同伴の上、外出することが望ましい。本当にこんな人権侵害はないと思いますね。だから公園で遊んでいたら、変な目で見られたなんていうことになって、今公園は大丈夫だよと文部科学省が言わざるを得ない状況になっている。

子供たちを自宅に閉じ込めることは苦痛以外の何ものでもないです。やることはゲーム、高校生になるとカラオケもありますからね。だから、本当に子供たちの安全を考えるのだったら、学校でしっかり勉強して、部活動もやって、運動もやってが一番健康的なのですよ、学校に来れば感染が広がるという根拠は一つもないですから。ましてや、岩手県は今

の時点で感染者ゼロですからね。発生したら、そのときにどういう対応が本当に必要なのかを考えればいいのです。そういう意味で、私は今最大の被害者は子供であり、そして保護者がそのために職場に行けないなど影響を受けています。

そして、もう一つは、学校の一律休校が一番の引き金になって、経済活動が全部ストップしてしまった。地域経済への大変な影響で大不況の状態にまで今発展しつつある。きのう、国会ではリーマンショック並みの状況だと経済産業大臣がついに答えましたよ。だから、19日に専門家会議が開かれて、文部科学大臣はそれを受けて再開の基準も示したいと、こうなっているのだけれども、ぜひ岩手県は、県教育委員会は何がベストなのか、本当の子供の安全を自分の頭で考えてほしいのです。特別支援学校はすぐに再開すべきだと思います。今までのおくれを取り戻したり、特に学校給食がないのが貧困家庭にとっては本当に生活にかかわる、そういう大問題になっているのです。だから、ある意味春休みを前倒しして、これから再開して学校で面倒をみる、給食も出すぐらいのことをやってもいいのではないかと私は思いますけれども、教育長いかがですか。

○佐藤教育長 まず現時点で、これまでも小久保課長等さまざま御答弁申し上げてきましたけれども、私どもは十分な科学的な知見も持ち合わせていない中での判断は非常に難しいところがございます。そういった意味でも、先ほど申し上げましたように全国教育長協議会からも文部科学大臣に要望もしたところであり、これは全国知事会でも同様の動きをしております、本日要望すると伺っております。

そして、専門家会議の検討状況を踏まえて、あすの専門家会議の状況等を踏まえて、文部科学省におきまして、近々に、考え方であるとか基準等もあわせて示してもらえれば、それに基づきながら本県としての対応についてもしっかりと検討していきたいと考えております。

○斉藤信委員 先ほどの説明の中、社会教育施設のところで、県立図書館はイベント中止または延期、県立博物館も県立美術館もイベントは中止と。どういう規模のイベントを中止したのか。実は私、この間大船渡市に行ってきたら、19日まで市立公民館も市立博物館も市立図書館も全部休館なのです。本当ならこういうときに図書館に行って勉強するとか、博物館に行って見るとか。ところが、公共施設がみんな休館。完全に過度の自粛なのです、過度の自粛。これも私は思考停止だなど、バランスが全然取れていない。

そういう意味では、どういうイベントを中止したのか、県の場合は県立図書館と県立博物館、県立美術館は開館していますから、活用はできるのだらうと思いますけれども、全県的には閉館になっているので、公共施設、公民館まで含めて休館なんてね、本当に行き場所がなくなってしまう、子供たちは。そういうことになってはならないので、過度の自粛は私は早く見直すべきだと思いますが、どういうイベントを中止、延期したのか示してください。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県立図書館、県立博物館、県立美術館については基本的には開いている状態で、今御指摘のとおりでございます。イベントで私どもが懸念する

ことは濃厚接触性といえますか、過密にあまりならないことを大きな検討の視点としておりまして、活動そのもの、例えばコンサートを中止いたしましたし、親子での活動機会、これも間隔を取ってやるかどうか随分迷いましたが、最終的には今回は中止にいたしました。いずれ会話であるとか、過密性であるとか、そういうあたりでちょっと心配なため中止としたところがございます。いずれ開館しますので、基本的に、作品や美術品を閲覧する場合はきちんと消毒なりマスクなりをしてごらんいただけるよう、何とか実施してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 先ほどからの話で、文部科学省からの3月17日の通知では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、3月19日頃をめどにこれまでの対策について判断が示される予定とのことでありました。県からの通知はいつ頃出せると踏んでいますか。

○小久保学校教育課総括課長 御指摘がありました件についてですが、先ほど来申し上げている新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の判断、それから文部科学省の通知のスケジュールは当然まだ見えていないところで、今の時点でいつとは言いつらいところもあるのですが、一方で4月の入学式、始業式の日程は当初の予定もあるので、学校においては準備をもう進めていただいていると重々思うのですけれども、さまざまな情報をしっかり見きわめたいと対応したいと思います。現時点で、いつとのお示しは難しいと、申しわけございません。

○小西和子委員 現時点ではちょっと答えられないとのことですが、速やかに現場におろしていただきたいと思います。教職員の中には、もちろん異動する者もおりますし、異動する前に準備をして、次の職場に移るわけですので、そういうことをお願いします。

次に、4月からの学校再開がこの時点では見えない中で、教育課程の編成が大変難しくなっております。また、4月は子供たちの状況、健康面とか、人間関係とか学習面等を丁寧に見とっていかなければならない。これは、今回に限らず毎年行っていることですが、さらに今回は突然の休業になりましたので、いつにもふして子供たちをしっかりと見ていなければならないと現場では言っております。子供たちとの触れ合う時間を十分に確保することと、本来の相談体制を構築して子供たちへの対応を十分に考えていかなければならないと捉えております。

そこで、4月16日の全国学力・学習状況調査と岩手県中学校新入生学習状況調査は中止でいいですね。中止と聞いておりますけれども、そのことについて、どのように県教育委員会は受けとめているかお伺いいたします。

○小久保学校教育課総括課長 岩手県中学校新入生学習状況調査、それから全国学力・学習状況調査の予定であります。臨時休業措置を取らざるを得なくなったこの状況下において、当初から県として岩手県中学校新入生学習状況調査をどうすればいいかと検討しておったところでもあります。これまでのさまざまな検討を踏まえまして、岩手県中学校新入生学習状況調査については、今御指摘いただきましたけれども、この臨時休業に伴って本来計画されていた教育活動が実施できなかったことによって、新年度当初に小学校の指導内

容の復習の時間を設けるなど、これまでよりも丁寧な対応が必要であることと、長期の休業によって生徒たちの心身の健康面への配慮が最優先されるべきことなど、学習面、生活面の状況に配慮しまして中止を決定し、3月17日に各市町村教育委員会及び中学校等に通知をいたしました。なお、調査問題の今後の活用については、生徒の状況を踏まえながら、授業づくりの題材や家庭学習等の参考として各学校の判断に応じて活用を検討するようあわせて通知したところです。

また、全国学力・学習状況調査についてですけれども、きのう3月17日に文部科学省から調査の実施を取りやめ、今後の取り扱いについては、令和2年度中に実施するか否かも含めて検討する旨の通知が発出されまして、県教育委員会といたしましても同日付で市町村教育委員会及び各小中学校に通知をしたところであります。

○小西和子委員 わかりました。子供たちへの配慮が今回行われたとっております。

ただ、全国学力・学習状況調査は、今後の状況を見てとの話ですけれども、斉藤委員も私も何度も言っていますけれども、全国で実施しているものは6割であって、あとの4割は実施していないこともありますし、4月から超過勤務時間が45時間、360時間という上限規定が施行されるわけです。このままだと、本当に教職員のなり手がなくなるといった状況になりますので、ここは県教育委員会として中止と判断することを要望いたします。

子供たちは学校が臨時休業になって、ああ、休みに入ってよかったなんていうのは最初のうちだけで、もうストレスがたまって、たまってピークにきています。私の自宅の道路向かいに小学生が2人いるのですが、日中奇声を発しているそうです。本当にそういう状況なのです、子供たち。私の親戚の家でも、中学生の姉がユーホニウムでしたか、金管楽器を家に持ってきて練習をする。すると小学生の弟がうるさいと言って、大変なけんかになると。そのようなことがどこの家庭でも行われていると思います。ですから、一日も早く、やはりいつもどおり学校に来て、子供同士で楽しく遊んで学習をする、その日常を取り戻すことを県教育委員会は決断してほしいと。3月19日、どんな通知がされるかわかりませんが、そう考えております。

そして、私が3月2日にお願いしたことの中に、特別支援学校の生徒のことがありました。先ほど斉藤委員に答弁がありましたけれども、私は本当に保護者の方たちの要望どおりの受け入れ先なのだろうかと思えます。つまり、どの生徒たちも、本当は学校が一番いいのですよね、最良の居場所だと思うのですけれども、例えば放課後デイサービスだって定員がありますよね。ただ、要望したのだけれども、新規の受け入れはできませんと、それから家庭で面倒を見る人もいませんからどうしても受け入れられないとのことで、学校で29人の生徒が過ごしているとのことでございました。そういう具体的なことまでは聞こえてこないかもしれませんが、現場の声をもしキャッチしているのであればお聞かせいただければと思います。

○高橋特別支援教育課長 子供たちの状況について、家庭での保護者の困り感につきましては学校、それから担任にいろいろ相談していただきと通知をしております、ある種相

談等に乗っていると伺っております。保護者から実際に要望があった学校もあるように聞いております。保護者も物申したい部分はある、学校に相談してくださいと対応していたように聞いております。

○小西和子委員 十分に相談に乗ってあげたり、それから配慮もしていると捉えてよろしいですね。

特別支援教育課長はその道のプロでいらっしゃいますから、子供がどのような状況かは把握していらっしゃいますけれども、いつものリズムじゃないと特別支援学校の子供たちは、いつもどおりじゃないとパニックを起こしたりしますので、本当に日常を早く取り戻すことをお願いしたいと思います。

もう一つ、貧困家庭についてのお願いを3月2日にしました。食べるものもなく、本当にひもじい思いをしている子供たちは大勢いると思います。新聞紙上等では子供食堂を行っているNPOが食材を届けたり、お弁当を届けたりとか、ローソンでおにぎりを提供したりとありますけれども、貧困家庭への配慮等で何かお聞きになっていることがあればお聞かせいただきたいと思います。保健福祉部の所管になるのですけれども、何かキャッチしているのであればお聞かせいただきたいと思うのですが、ございませんでしょうか。

私は、すごく苦しんでいるのだらうと思います。恐らく仕事を切られた、主にお母さんですよね、母子家庭のお母さんたちの収入は月に10万円から15万円のところが一番割合が高いのですけれども、もしかしたら仕事を切られたかもしれません。そんな中で、子供たちの給食もない、収入もないといったところで、本当にどんな生活をしているのかなど。これまで私も、家庭の状況が大変な子供たちとかかわってきましたので、そういうことを思えば一日も早く給食のある日常が戻ってくることを願っております。教育長、何かありましたら伺います。

○佐藤教育長 本当にさまざまな課題を抱えている家庭がそれぞれあって、その中で、新型コロナウイルス感染症への対応が求められているところでございます。私どもも柔軟な対応をと言っています。その柔軟な対応も現場任せではなく、可能な限り丁寧にいろいろな状況把握に努めておまして、それぞれ学校現場にいる知り合い等からも、実際に困っていることがないかどうかを聞き取りながら、どのような形で対応していったらいいかについて検討しながら、通知に盛り込んでいくことをさせていただいております。

県立高校の卒業式、終業式の中止について通知させていただいておりますけれども、登校日についてはかっこ表記で構わないとしていますし、それから生徒に対しての指導についても個別指導が必要な生徒については登校させ、要は多くの児童生徒が同じ場所に集中して集まる機会を避けながら、一人一人のいろいろな課題に寄り添っていくことができる場所は、そのように工夫してやっていただきたいと話をしているところです。

そういう意味での柔軟も現場任せではなく、現場で工夫していることをいろいろ把握しながら、私どもも支援しているところでございます。引き続き現場あるいは市町村教育委員会と情報共有しながら子供、児童生徒の居場所の確保、あるいはさまざまな課題につい

てしっかり対応していきたいと思います。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって教育委員会からの報告を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、スポーツライミング施設の整備状況等についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○伊藤勢至委員 委員長、休憩にしてください。

○柳村一委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 会議を再開いたします。

調査項目につきましては、スポーツライミング施設の整備状況等についてといたしたいと思います。なお、状況によって委員長判断させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。追って、調査項目と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、本委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております令和2年度文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。